# 

;

# はじめに

現在、我が国は、本格的な人口減少社会を迎えており、本県においても、直ちに人口減少に歯止めをかけることは難しい状況にあります。こうした中にあっても、本県が将来にわたって活力を維持・向上させていくためには、子どもや若者一人ひとりが夢を持って、その力を十分に発揮しながら、秋田の未来を切り拓いていくことができる環境づくりを推進することが大切です。

今年は、本県の青少年育成県民運動がスタートしてから50周年の節目を迎えますが、こうした県民運動をはじめ、これまで官民一体となって様々な取組を推進してきたことにより、秋田の子どもや若者は概ね健やかに成長してきたものと認識しております。

とりわけ、児童・生徒の学力・体力は、家庭・学校・地域が連携を強化しながら、「教育立県あきた」の実現に向けて取り組んできた結果、ともに全国トップクラスの水準にあります。

一方で、家庭の経済的事情等が原因で貧困状態にある子どもや、ニート・ひきこも り等の社会的自立に困難を有する若者も存在しており、その自立に向けた支援が課題 となっております。

このため、すべての子どもや若者が希望を持って社会生活を送ることができるよう、行政はもとより家庭・学校・地域社会など多様な主体が一層連携を強化しながら、子どもや若者が置かれている状況に応じた支援を推進していく必要があります。

こうしたことから、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、子どもや若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにしていくための取組の指針として、このたび「第2次あきた子ども・若者プラン」を策定しました。今後、このプランを基本として、子どもや若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会の構築に向けた環境づくりを進めてまいります。

結びに、プラン策定に当たって大変熱心な御協議をいただきました秋田県青少年健全育成審議会「あきた子ども・若者プラン策定部会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提案をいただいた多くの方々に心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

秋田県知事 佐 竹 敬 久

# 目 次

弗	草	<b>ジェノフンの東定にめたって</b>	
	1	プラン策定の趣旨	1
	2	これまでの取組を振り返って	1
	3	プランで対象とする「子ども・若者」の範囲	3
	4	プランの構成	3
	5	プランの推進期間	3
	6	プランの位置づけ	4
	7	推進体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第	2章	5 子ども・若者を取り巻く現状	
	1	社会環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2	生活環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第	3章	<b>プラン推進の基本的考え方</b>	
	1	プランにより目指す社会	15
	2	基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	3	基本目標	17
	4	子ども・若者の成長に応じた施策の展開	18
第	4章	重 施策の推進方向	
	1	乳幼児期	22
	2	学童期······	29
	3	義務教育期	34
	4	思春期	41
	5	青年期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
資	料編		
	資料	∤1 あきた子ども・若者プラン策定部会委員名簿及び策定経過	65
	資料	∤2 「第2次あきた子ども・若者プラン」体系図	66
	資料	l 3 「第 2 次あきた子ども・若者プラン」における数値目標	68
	資料	↓4 「あきた子ども・若者プラン」における数値目標及び実績値	70
	資料	<b>4.5</b> 相談機関一覧·······	71

# 第1章 プランの策定にあたって

# 1 プラン策定の趣旨

県では、県民総参加による青少年健全育成運動を進めるための指針として、昭和41年度から昭和45年度までの5年間を第1次計画期間とする「あきた青少年プラン」を策定し、以後、5年ごとに見直しを行っております。

国では、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、平成22年7月に策定された「子ども・若者ビジョン」を、平成28年2月に見直し、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

本県においても、平成23年3月に策定された「あきた子ども・若者プラン」の取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえつつ、子ども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「第2次あきた子ども・若者プラン」を策定するものです。

# 2 これまでの取組を振り返って

県では、「あきた子ども・若者プラン」において、「子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり」、「困難を有する子ども・若者の支援」、「秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援」の3つの基本目標を設定し、市町村やNPOなどの民間団体等と相互に連携・調整を図りながら、プランによる取組を推進してきました。

これまでの取組は、次のように集約することができます。

# [主な成果]

- 医療費や保育料の助成制度実施により、子育て家庭の経済的負担を軽減したほか、各地域において子育て支援団体等によるネットワーク構築を促進し、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運が高まりました。
- 家庭、学校、地域の連携により、児童生徒の学力や体力合計点の高さ、高校中退率や不 登校出現率の低さにおいては、全国トップクラスにあります。
- 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、多様な体験活動の推進等について青少年 育成団体と連携した取組を展開したほか、青少年を取り巻く社会環境の浄化運動を推進し ました。

- フォーラムやリーフレット等を活用した啓発による家庭教育の支援や、子どもと保護者 を対象とした有害サイト被害防止教室の開催により、子どもたちがインターネットを健全 に利用できる環境づくりを推進しました。
- インターンシップや就業体験の実施、就職支援員の配置などにより高校卒業者の就職決定率の向上につなげるとともに、県内企業との合同就職説明会等の実施やAターン登録制度の活用により県内定住に向けた取組を推進しました。
- ひきこもり状態にある若者に対する総合的な相談窓口を開設し、専門職員が対応する体制を構築しました。

### 〔主な課題〕

- 児童虐待に対応した相談機能の強化により、児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、関係機関の連携による早期発見・早期予防に継続的に取り組む必要があります。
- 青少年の携帯電話・インターネットの利用による被害は後を絶たず、引き続き情報モラル教育の充実及びフィルタリングの利用促進に取り組むほか、スマートフォン等の安全・安心な利用環境づくりを推進する必要があります。
- 不登校・いじめ・暴力行為などの問題行動は、依然として憂慮すべき状況にあることから、学校・家庭・地域が連携し、道徳教育の充実を図るほか、スクールカウンセラー等による子どもたちへのケア体制を推進する必要があります。
- 学卒者の早期離職率は全国平均を上回るなど依然高い水準にあることから、企業や関係 機関との連携を強化していく必要があります。
- 地域の様々な課題の解決や元気創出には、若者世代の活躍が期待されることから、若者 団体の活性化やネットワーク化を促進する必要があります。
- 社会的自立に困難を抱える若者を支援するため、地域における若者の居場所などの機能 強化や関係機関による連携強化が必要です。

なお、プランにおける施策は、5つの成長ステージに対して40の主な数値指標を掲げ、進 行管理をしてきました。 そのうち、目標値を達成した項目は、食育ボランティア数(進捗率129.5%)など18項目、進捗率90%以上の項目は、基礎学力向上のための指数(同99.1%)、高3体力合計点(男女平均)(同98.2%)など13項目、進捗率90%未満の項目は、男女共同参画副読本活用率(高校生用)(同74.4%)など9項目となっています。(※P70 資料4参照)

成長ステージ	目標値に対する進捗率				
成長ステージ	100%以上 90%以上		90%未満		
1 乳幼児期	4	4	3		
2 学童期	4	4	_		
3 義務教育期	1	1	2		
4 思春期	6	4	2		
5 青年期	3	_	2		
合 計	18	13	9		

# 3 プランで対象とする「子ども・若者」の範囲

子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も少なくないことから、これらの若者もプランの対象とします。

# 4 プランの構成

プランにより目指すのは、「子ども・若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に 生きる社会」ですが、プラン全体を貫く基本的な視点として、子ども・若者を「社会を構成 する担い手として位置づけ」ながら、「子ども・若者の置かれている状態に応じて支援」す ることとし、支援にあたっては「多様な主体による取組とネットワーク化」を促進します。

また、施策の展開にあたっては、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりをすすめるとともに、困難を有する子ども・若者の支援と、秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援の3つを基本目標として設定します。

各施策は、子ども・若者の置かれた状態に基づき展開することで、施策の位置づけや関連 性をより明確にし、より実効性のある取組としていきます。

# 5 プランの推進期間

プランの推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間です。

# 6 プランの位置づけ

プランは、子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけられるものであり、今後の県の子ども・若者育成支援の基本的な指針となるものです。

また、このプランは、県政運営の指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」や人口減少の克服と秋田の創生の実現を目指す「あきた未来総合戦略」、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ策定した「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」などの個別計画との整合性を図りつつ、方向を整理しています。

# 7 推進体制の整備・充実

# (1)プラン推進の実効性の確保

プランの推進にあたっては、県の子ども・若者の総合的施策の調査審議機関である秋田 県青少年健全育成審議会や、社会的自立に困難を抱える若者への対応を協議する若者の自 立支援ネットワーク会議はもとより、地域において子ども・若者の育成支援に取り組んで いるNPOなどに施策の推進状況を報告し、意見を聞きながら、必要に応じて取り組む内 容を変えるなど、弾力的・機動的に対応していきます。

# (2) 市町村・民間との連携・協働

プランの目指す「すべての子ども・若者の健やかな成長・発達」と「困難を抱える子ども・若者の支援」のためには、県の関係各課が一体となった取組はもとより、市町村、N P O 等民間団体などと連携・協働し施策を推進していくことが必要です。

# 第2章 子ども・若者を取り巻く現状

# 1 社会環境の変化

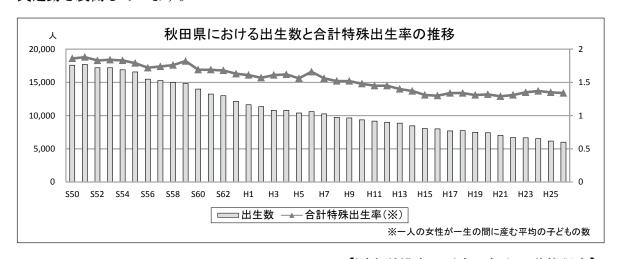
# (1) 少子高齢化の進行

秋田県の人口は、昭和31年に135万人のピークを迎えた後、減少に転じ、平成26年の人口は103万人となっています。

近年は、自然減(出生・死亡)と社会減(転入・転出)を合わせて、毎年1万人以上が減少しており、特に出生数は、平成8年には1万人を切り、平成26年には約6千人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の人口は平成32年までに100万人を割り込み、その後、平成52年には70万人を切るものと予想されています。

そのため、県では、出生数の減少に歯止めをかけるため、官民一体となった脱少子化県 民運動を展開しています。



【厚生労働省 平成26年人口動態調査】

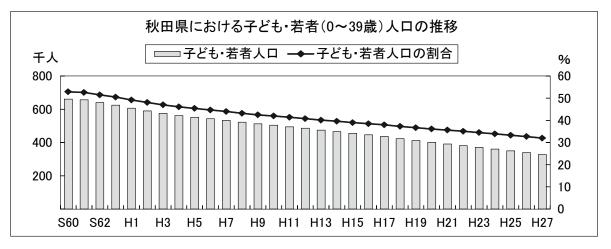
一方、秋田県の65歳以上の高齢者は、平成26年10月1日現在で33万8千人、高齢化率 (人口に占める高齢者の割合)は32.6%と、全国の割合(26.0%)を大きく上回っています。

また、子ども・若者の人口( $0\sim39$ 歳)は、平成11年に50万人を切り、平成27年には約33万人と大幅に減少していますが、人口減少の大部分を39歳までの子ども・若者が占めています。

人口減少や少子化の進行により、子ども同士や異世代、地域の人たちとのコミュニケーションの機会が減少し、対人関係や社会規範などを学ぶ機会が少なくなるなどの課題が生

じていることから、学校行事など様々な機会を通じて、高齢者など地域の人たちと子ども たちの交流を促進することが必要です。

また、活力ある地域社会を維持していく上でも大きな課題であり、限られた人的資源で 地域の発展を支えていかなければならないことから、一人一人の「人」の価値を高めてい くことがますます重要になります。

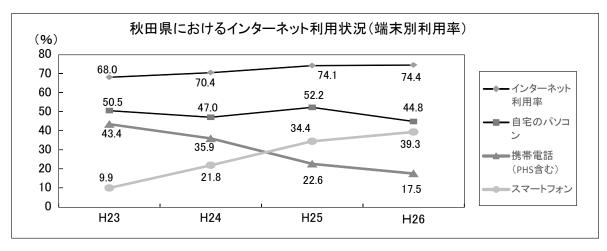


【平成27年秋田県年齢別人口流動調査結果】

# (2)情報化社会の進展

情報技術の飛躍的な進展、とりわけスマートフォン等の普及により、いつでもどこにいても、あらゆる情報を瞬時に入手できる時代となっています。

平成26年度における県内のインターネット利用率を見ると、全体では74.4%となっており、端末別の利用率を見ると、スマートフォンによる利用が平成23年度の9.9%から平成26年度には39.3%と大幅に増加しています。

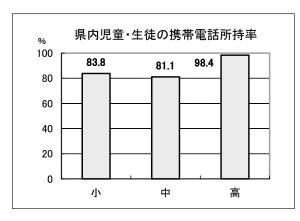


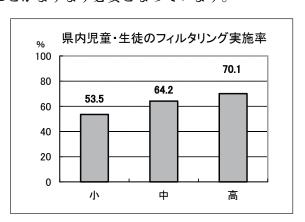
【平成27年版情報通信白書】

インターネットを通して、様々な情報をリアルタイムに得ることが可能となり、利便性が向上した一方、主体的に物事を見る力・考える力の低下や、危険な有害情報へのアクセスによる犯罪被害、人間関係の希薄化といった影響も指摘されています。

また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)やスマートフォンアプリなどによる子どもたちのネットワークは、大人から見えにくく、事件やトラブルに巻き込まれる機会が増大しています。

有害サイトへのアクセスを防ぐ手段としてはフィルタリングを推進していくことが有効ですが、平成27年度調査における高校生のスマートフォンを含む携帯電話所持率は、98.4%となっているものの、フィルタリング実施率は、70.1%に留まっており、携帯電話等を子どもに買い与える保護者の理解を促進していくことがますます必要となっています。





※小・中学生について、携帯電話所持率は、通信機能付端末を含み、フィルタリング実施 率はスマートフォンのものである。

【小・中学校:秋田県教育庁義務教育課調べ(平成27年10月)】

【高 等 学 校:秋田県教育庁高校教育課調べ(平成27年5月)】

# (3) 子どもを取り巻く環境の変化

従前は、原っぱ、山、川や池など、子どもたちの身近に自然があり、こうした場所で子 どもたちは遊び、様々な自然体験や生物とのふれあいを通じて、豊かな人間性や社会性を 培ってきました。

しかしながら、近年、こうした自然環境が失われていくのに加え、携帯ゲーム端末やスマートフォン等の普及などにより、子どもたちの遊び場が屋外から屋内へと変化しています。こうした中、これからの社会をたくましく生き抜く力を育むためにも、野外活動や創作活動などを体験できる安全・安心な場の情報や、こうした場での遊びの楽しさを発見する機会を提供していくことが大切です。

# (4) グローバル化の進展

情報通信技術の飛躍的な進展と相まって、地球規模で人・モノ・カネ・情報が行き交う時代となり、企業活動はもとより、県民も意識する、意識しないにかかわらず、グローバル社会の中で毎日の生活を送っています。

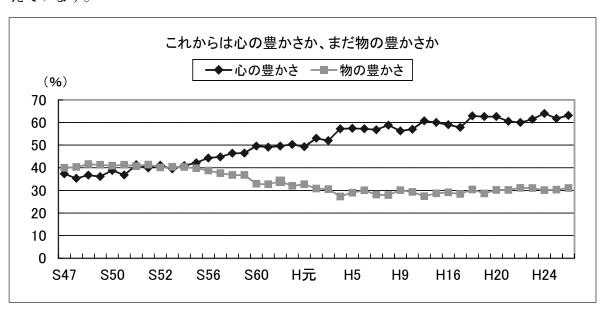
県内の国際化も進み、在留外国人数は、平成26年12月末現在で3,588人(国際課調べ) と、平成元年に比べ約2.5倍となっています。また、年間約4万人の県民が海外渡航する 一方で、外国人観光客も4万人が県内に宿泊するなど、観光における国際化も進んでいま す。

実践的な英語力の育成や国際感覚の醸成、異文化理解の促進に取り組むとともに、国際 化社会における「秋田」を常に意識しながら行動していくことが重要な時代となってきま す。

# (5) 価値観の変化

産業技術が高度に発展し、モノがあふれる豊かな時代の到来とともに、人々の意識や価値観、ライフスタイルは、物の豊かさから、心の豊かさを重視する方向へシフトしてきました。

こうした時代の状況を反映し、国民の価値観も確実に変化しており、内閣府「国民生活に関する世論調査」によると、平成2年以降は、心の豊かさを求める人の割合が半数を超えています。



【内閣府 国民生活に関する世論調査(平成26年6月調査)】

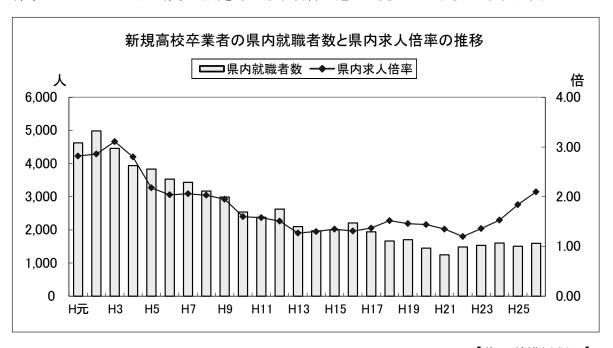
# (6) 雇用を取り巻く環境の変化

バブル経済崩壊以降の長期にわたる経済の低迷、グローバル化の進展により、企業の雇用方針は大きく変化しました。

従前は、長期的雇用関係を前提に、企業は従業員の雇用や能力開発、生活を支える一方、従業員は企業に高い忠誠心を持ち、仕事を通じて企業に貢献するといった相互依存関係が見られましたが、こうしたいわゆる「日本型雇用システム」が崩壊し、雇用の流動化が進むと同時に、より即戦力となる人材が求められるようになりました。

企業では、パート社員や派遣社員といった非正規社員が大きな割合を占めるようになり、就業形態が大きく変化するとともに、フリーターやニートと呼ばれる若者の割合も増加傾向にあります。

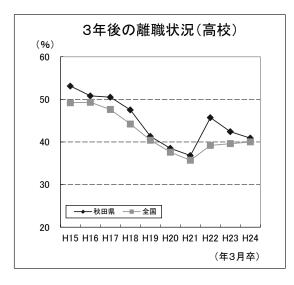
国では経済対策として、いわゆるアベノミクスを打ち出し、景気回復・デフレ脱却などの取組を進めた結果、景気は上向きつつあり、日本経済には明るい兆しが見え始めています。一方、中小企業の占める割合の高い県内経済については、平成27年10月末の有効求人倍率(季節調整値)が1.09倍と高水準で推移しているものの、輸出型産業を中心とした大都市と比べると、その効果は限定的であり改善に遅れが見られる状況にあります。

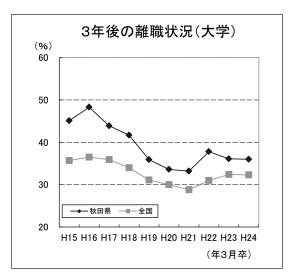


【秋田労働局調べ】

若年労働力の減少は、将来的に企業における人材確保が困難になることはもとより、地域社会の活力低下に繋がります。こうしたことから、雇用確保・雇用創出に積極的に取り組み、県内就職・Aターン就職をさらに推し進める必要があります。

また、全国と比較して高い新規学卒者の離職率も課題となっています。離職しても、短期間で県内の企業等に再就職し、頑張っている若者も多く見られますが、長期間再就職できずにいる若者も一定程度いることから、中・高・大学生等に対して、早い時期から職業意識形成のための支援を行うとともに、若年求職者に対して、できる限り安定的な就職機会が確保されるよう、きめ細かな支援を行う必要があります。





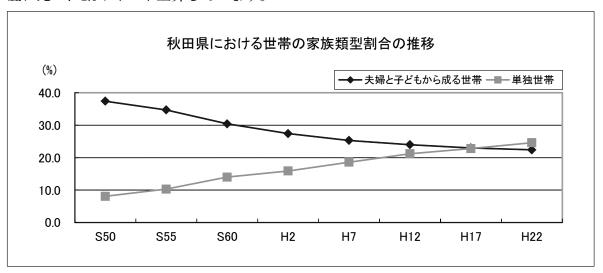
【秋田労働局調べ】

# 2 生活環境の変化

### (1)世帯構成の変化

核家族(夫婦のみの世帯、夫婦又は片親と子どもから成る世帯)の世帯数は年々増加しており、平成22年には約20万世帯となっています。こうした一方で、夫婦と子どもから成る世帯の割合は年々減少しており、平成22年で22.4%と、平成17年調査に比べ、0.6ポイント減少しています。

この核家族世帯数をさらに上回るスピードで増加しているのが単独世帯数であり、一般世帯に占める割合は、平成22年で24.6%と、平成17年調査に比べ、1.8ポイント上昇しています。中でも65歳以上の単独世帯の増加が著しく、平成22年で10.1%となり、平成17年調査に比べ、1.6ポイント上昇しています。



【総務省 平成22年国勢調査】

また、3世代世帯も、平成22年で63,975世帯(16.4%)と、平成17年調査に比べ、 11,533世帯(2.9ポイント)減少しています。

このように家族の形態は大きく変化しており、地域社会における人間関係の希薄化と相まって、孤立化する子育て家庭が見られるようになるなど、様々な課題も生じています。

# (2) 家庭

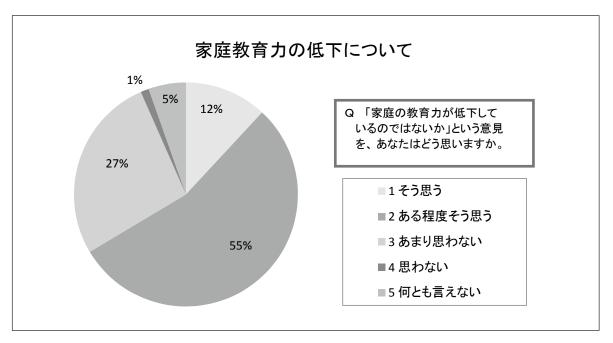
家庭は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。

本県の小・中学生が全国トップレベルの学力を誇っている要因の一つとして、家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任の下で、子どもを育てようとする教育環境が充実していることが挙げられており、家庭の教育力は良好な状況にあると言えます。

こうした中にあって、家庭で担うべき役割を学校に依存する、あるいは放任するなど、 家庭の教育力の問題が指摘され、また、ここ数年、毎年200件を超える児童虐待に関する 相談が児童相談所に寄せられるなど、克服すべき課題となっています。

家庭の教育力の低下に関しては、平成24年6月に、秋田県教育委員会が県内の保護者 約1,200人を抽出して行った調査において、回答を得た保護者の70%近くが「低下してい る」と回答しています。

その理由として多かったものは、3割以上が「共働きの増加や長時間の勤務など、親の 仕事の多忙化」「テレビ・ゲーム・インターネットなどの影響」「過保護、甘やかせすぎ や過干渉な親の増加」であり、いずれも3割を超えています。



【家庭教育に関する調査(平成24年6月)】

こうしたことから、学校と家庭を結ぶ地域人材の養成・活用、ネットワークづくりなど の取組をこれまで以上に推進し、家庭教育支援に対する体制整備を図っていくことで、これから親となる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めることなど家庭教育に 関する学習機会を充実させていきます。

# (3) 学校

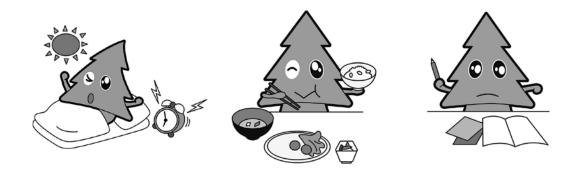
学校は、子ども一人一人に応じた指導や体験的・問題解決的な学習などを行い、基礎・ 基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を身に付けさせる場です。

社会がますます多様化・複雑化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校だけで様々な課題に対応していくことは困難なことから、これまで以上に学校、家庭、地域の連携を強化しながら、「教育立県あきた」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

# ~ 全国と比べて高い本県の家庭・地域の教育力 ~

全国学力テスト(全国学力・学習状況調査)において、本県の小・中学生は8年連続でトップクラスの成績を収めましたが、同テストと同時に行われた生活習慣や学習環境に関する調査によると、本県の小・中学生は、早寝早起きをして、朝食も毎日きちんと摂り、自宅での復習もしっかりと行っています。また、祭りなど地域の行事にも積極的に参加するなど、家庭や地域に子どもを育てる力が備わっていることがうかがわれます。

社会環境の変化から家庭や地域の教育力の低下が指摘されていますが、本県においては、全国と比較して高い教育力を維持していると言えることから、今後は、本県のこうした強みを失うことなく、さらなる磨きをかけていく必要があります。

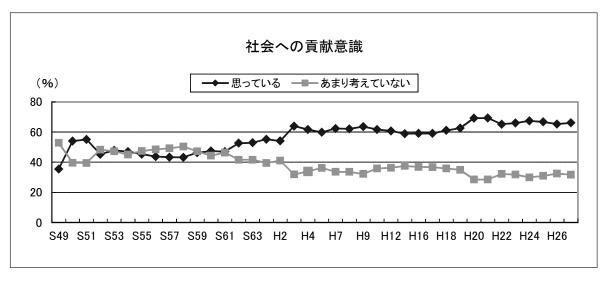


# (4) 地域社会

地域社会は、子どもにとって多様な年齢層や立場の人々とふれあうことで、様々な生活体験、社会体験、自然体験を積み重ね、社会性や公共心を身につけることの出来る場です。

しかしながら、都市化や過疎化の進行、地域の連帯感の希薄化などから、地縁的な地域 社会の教育力は低下していると言われています。

一方で、人々の地域への貢献意識は変化しており、内閣府「社会意識に関する世論調査」によると、「何か社会のために役立ちたい」と考える人の割合は多くなっています。



【内閣府 社会意識に関する世論調査(平成27年1月調査)】

地域住民が地域の様々な問題に関わることは、自分の能力や経験、知恵を生かす場を広げ、「自分らしさ」や「生きがい」をつくることに繋がります。人々の地縁的な結びつきを大切にしながら、こうした取組を積極的に促し、若者や女性の視点を活かすとともに、NPO等との協働の取組により、活力ある地域社会を形成していく必要があります。

このため、県内3カ所に設置されている市民活動サポートセンターにおいて、地域課題の解決や多様なニーズに対応する市民活動団体やNPO法人を支援していきます。

# 第3章 プラン推進の基本的考え方

# 1 プランにより目指す社会

現在を生きる子ども・若者は、これからの秋田の発展を支えるかけがえのない存在であり、すべての子ども・若者が健やかに成長し、夢や理想を抱きながら、主体的・能動的な生き方ができるよう支援していく必要があります。

他方、就労の不安定化や親への依存期間の長期化などに伴い、ひきこもりやニート状態となり、社会的自立に困難を抱える子ども・若者も存在します。こうした子ども・若者が、物事を前向きに考えて、希望を持ち社会に一歩を踏み出せるよう支援していくことで、社会参加を進めていく必要があります。

そのためにも、子ども・若者の成長のステージごとにきめ細かな施策を講じていくことが 必要となりますが、それらの施策を実効あるものにしていくためには、行政はもとより、家 庭・学校・地域社会が相互に連携しながら推進していくことが求められます。

変化の激しい社会にあって、秋田の子ども・若者がたくましく生き、自己の夢や理想の実現に向けてチャレンジし、社会の一員として貢献していくことを求めながら、私たち大人もしっかりと若者たちの取組を支えることで、責任を共有していく必要があります。

子ども・若者を尊重し、すべての世代が支え合いながら共に生きる社会を目指していきます。

# 2 基本的な視点

本県においては、脱少子化を県政の最重要課題として取り組んでいくことで、出生数の減少に歯止めをかけることにしています。

こうした取組と合わせ、人口減少社会の中では、男女が共に個性と能力を発揮することで 一人一人の「人」の価値を高めていくとともに、互いを認め合い、協力し合う関係が大切と なります。

そのため、子ども・若者においてもそれぞれのステージで、社会を構成する一員であると の自覚を促すとともに、多様な主体との連携のもと、子ども・若者が置かれている状況に応 じた支援を推進していくことが大切です。

こうした認識に立ち、プラン全体を貫く考え方として、次の3つの視点を掲げながら取り 組んでいきます。 なお、雇用の場の確保・創出は、あらゆる施策の基本であるとともに喫緊の課題であることから、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に加え、「あきた未来総合戦略」とも整合性をとりながら、県内企業における成長分野への参入や将来を支える人材の育成などに取り組んでいくこととしています。

# (1) 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける

社会は、子ども・若者や働き盛りの大人、高齢者など、異なる世代の様々な人々で構成されています。子ども・若者は、今を生きていると同時に、次代の社会を担い、これからの秋田の発展を支える重要な主体です。

そのためにも、成長の節目節目に、社会を構成する一員であるとの自覚を促していくことで、自らの行動への責任や、社会との関わりの中で自らが存在していることを認識させるようにしていくことが大切です。

こうした観点から、子どもや若者を、大人とは一段下の存在として位置づけるのではなく、また逆に、甘やかすのでもなく、子ども・若者と大人がお互いを尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていくことを目指します。

# (2) 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する

子ども・若者が持つ能力や可能性、あるいは抱えている困難の程度は、それぞれ異なります。また、多方面にわたる支援を組み合わせることが必要な場合や、一つの分野でも行政や民間の様々な団体が支援を行うことが必要な場合もあります。

こうしたことから、一人一人の置かれた状況、発達段階、性別等に応じて抱えている問題が異なることにも配慮しつつ、きめ細かな支援を行っていきます。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、そして、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、貧困状態にある子どもの支援を行っていきます。

支援にあたっては、ともすれば財政的な支援が主体と思われがちですが、子ども・若者の置かれた状態によっては、精神的な支援や様々な工夫を凝らすことで、新たな一歩を踏み出させる大きな力となり得ることに留意する必要があります。

### (3) 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する

財政を取り巻く情勢が厳しい中で、行政がすべてのサービスを画一的に提供することは

困難となっているだけでなく、人々の価値観やニーズが多様化・複雑化し、時には乖離が 生じているケースもあります。

子ども・若者の育成・支援にあたっては、社会を構成する多様な主体が連携していくことはもとより、必要に応じ、情報を共有しネットワーク化を図りながら取り組んでいく必要があります。

また、各主体が持つ強みや得意とする分野を積極的に生かしながら、行政とNPOなどの民間団体とが相互に補完する関係を築いていくことも大切です。

# 3 基本目標

プランでは、目指す社会の実現に向け、基本的な視点を踏まえながら、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

# (1)子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり

全国トップクラスを誇る本県児童生徒の学力を、課題を克服しながらさらに充実を図り 「教育立県あきた」を目指していくとともに、全国的に優れた体力・運動能力や、低い高 校中退率・不登校出現率を維持していく必要があります。

また、子ども・若者が、他者との関わりの中で自立した大人として成長していくためには、健康で安心して生活ができる基盤づくりが不可欠です。

さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における養育力の 低下が指摘されている中、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を強化していく 必要があります。

こうした取組を通じ、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。

### (2) 困難を有する子ども・若者の支援

すべての子ども・若者が、健やかに成長し、自立していくことは、県民共通の願いです。しかしながら、家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある子どもやニート・ひきこもり 状態にある若者も存在します。

このような困難を抱えたり、不利な立場に置かれたりしている子ども・若者を支援する ためには、支援が必要となった経緯や原因、家庭環境などの違いをよく理解した上で、き め細かな支援を継続していくことが必要です。 また、子ども・若者が抱える問題は、教育・医療・福祉・就労など、様々な分野にわたり、問題が複雑に絡み合っていることが多いため、分野、主体の壁を越えて互いに連携、協力し、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう、情報共有を強めながら支援を行っていきます。

# (3) 秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援

国際化や情報化、少子高齢化が急速に進む中で、子ども・若者を取り巻く環境も多様 化・複雑化しています。

今を生きる子ども・若者は、秋田の将来を担うかけがえのない財産です。チャレンジ精神を持ち、夢に向かって生き生きと成長し、地域や社会から期待される人材として自立的に羽ばたいていけるよう、個性と創造力を育む教育を推進しながら、社会への旅立ちを積極的に支援していく必要があります。

また、地域の子ども・若者が、積極的に社会活動や地域課題に取り組むことは、活力ある地域社会を創造していく上で不可欠であり、地域で主体的に行動する若者の育成や若者文化への支援を行っていきます。

# 4 子ども・若者の成長に応じた施策の展開

子ども・若者が健やかに、自立的に成長していくためには、各成長段階ごとに施策を講じていくことで、施策推進の成果や取り組むべき課題も明確となることから、プランにおける施策は、成長ステージごとに推進していきます。

なお、「学童期」と「思春期」に共通する期間として「義務教育期」があることから、特に小学校・中学校における期間に特化して、集中的に取り組む施策も明らかにしています。

以上を体系化したものを、20ページに図示しております。

また、行政計画では、政策ごとあるいは基本的な柱ごとに施策を展開していくのが一般的ですが、施策体系ごとに整理したものを、21ページに記載しています。

# (1)乳幼児期(生まれる前~5歳)

施策1 安心して出産できる環境の整備

施策2 子育て支援の充実

施策3 要保護児童に対する支援

施策4 支援を必要とする親へのサポート

# (2) 学童期(6歳~12歳)

施策1 心身の健康づくりの推進

施策2 家庭や地域の教育力の向上

施策3 安全・安心な環境の確保

施策4 要保護児童に対する支援

# (3) 義務教育期(6歳~15歳)

施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

施策2 小・中学校の連携の推進

施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

施策4 いじめ防止と困難を有する子どもの支援

# (4) 思春期(13歳~おおむね18歳)

施策1 心身の健康づくりの推進

施策2 個性と創造力を育む教育の推進

施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

施策4 社会参加・参画機会の拡大

施策5 社会への旅立ちを支援

施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

施策7 若者を非行・事件から守る取組

# (5) 青年期(おおむね18歳~)

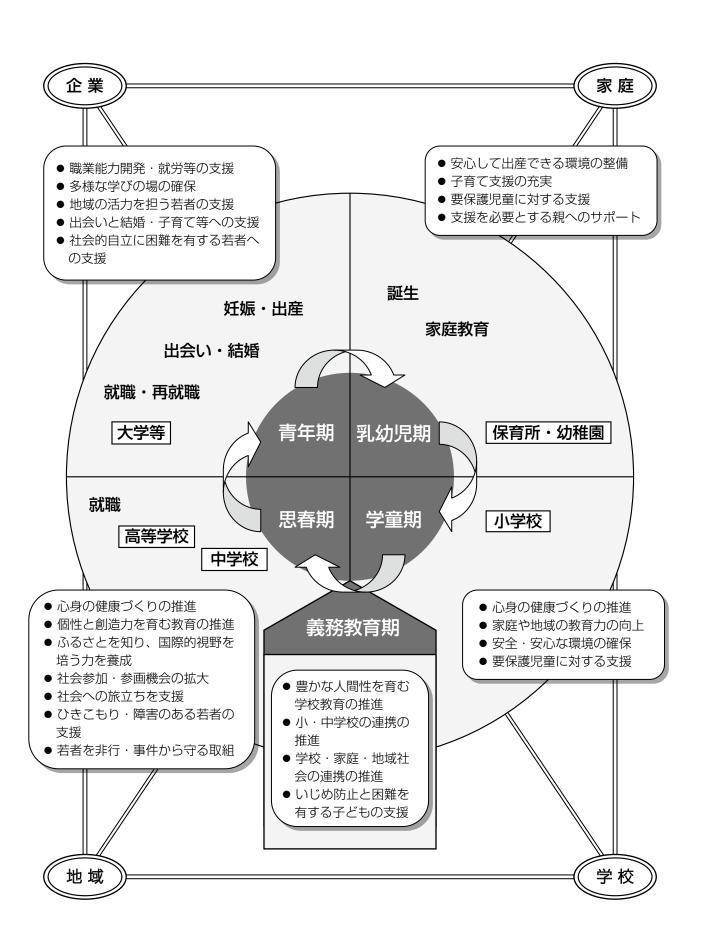
施策1 職業能力開発・就労等の支援

施策2 多様な学びの場の確保

施策3 地域の活力を担う若者の支援

施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援



# (参考) 基本目標ごとの施策体系

基本目標	施    策
	安心して出産できる環境の整備(乳幼児期-1)
	子育て支援の充実 (乳幼児期-2)
	心身の健康づくりの推進(学童期-1・思春期-1)
1 子ども・若者が健やかに   成長できる環境づくり	家庭や地域の教育力の向上 (学童期-2)
	安全・安心な環境の確保 (学童期-3)
	小・中学校の連携の推進 (義務教育期-2)
	学校・家庭・地域社会の連携の推進(義務教育期-3)
	要保護児童に対する支援 (乳幼児期-3・学童期-4)
	支援を必要とする親へのサポート(乳幼児期-4)
2 困 難 を 有 す る	いじめ防止と困難を有する子どもの支援 (義務教育期-4)
子ども・若者の支援	ひきこもり・障害のある若者の支援(思春期-6)
	若者を非行・事件から守る取組(思春期-7)
	社会的自立に困難を有する若者への支援(青年期-5)
	豊かな人間性を育む学校教育の推進(義務教育期-1)
	個性と創造力を育む教育の推進(思春期-2)
	ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成(思春期-3)
	社会参加・参画機会の拡大 (思春期-4)
3 秋田の未来を切り拓く 子ども・若者の支援	社会への旅立ちを支援(思春期-5)
	職業能力開発・就労等の支援(青年期-1)
	多様な学びの場の確保 (青年期-2)
	地域の活力を担う若者の支援(青年期-3)
	出会いと結婚・子育て等への支援(青年期-4)

# 第4章 施策の推進方向

# 1 乳幼児期(生まれる前~5歳)

乳幼児期は、子どもの人格が形成される上で基礎となる大切な時期であり、親や周 囲の人との多様なかかわりを通して、強い絆や愛情を育みながら五感や情緒を発達さ せるとともに、基本的生活習慣を身に付ける時期です。

こうしたことから、子どもが安心して生まれ育っていけるよう支援を行うとともに、 親に対しても、自信を持って子どもを見守り、育んでいける支援をしていくことが必 要です。

# 【取り組む施策とそれを構成する柱】

	施  策	施策を構成する柱
施策 1	安心して出産できる環境の整備	子どもや母親の心身の健康確保
		周産期医療体制の整備
14.45		多様なニーズに対応した質の高い保育サービ スの推進
施策2   	子育て支援の充実	子育て家庭の経済的負担の軽減
		地域における子育てサポート体制の充実
		児童虐待防止対策の推進
施策3	要保護児童に対する支援	障害のある子どもの支援
		発達障害のある子どもの支援
施策4	支援を必要とする親へのサポート	ひとり親家庭への支援
肥泉4	又仮で必女⊂9の杭へのリホート	DV対策の推進

# 施策1 安心して出産できる環境の整備

周産期死亡率は横這い傾向にありますが、産科医・小児科医の減少などに伴う不安を解消し、安心して出産・子育でができる環境づくりを進める必要があります。

このため、妊婦健康診査や周産期医療体制の充実を図るなど、妊婦が安心して出産できる環境整備を促進します。

	H22	H23	H24	H25	H26
周産期死亡率(厚生労働省 人口動態調査)	6.5	4.0	4.1	3.1	5.3
3歳児健康診査受診率(秋田県健康推進課調べ)	96.1	96.7	96.7	97.2	96.7

# 施策を構成する柱と主な取組内容

### ① 子どもや母親の心身の健康確保

子どもが安全に生まれ健やかに育つことができるよう、妊産婦や乳幼児(乳児・1歳6か月児・3歳児等)に対する健康診査や保健指導(歯科保健指導を含む)、相談及びこれらに対する支援体制の充実を図ります。

また、特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の一部助成の充実を図るほか、不妊とこころの相談センター(P75 ②)の体制強化など、不妊に対する支援の充実を図ります。

### ② 周産期医療体制の整備

総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの設備整備や運営費に対する支援を引き続き行うほか、その他の地域周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所等の間の連携促進を図るなど、周産期医療体制の整備を図ります。

# 施策2 子育て支援の充実

核家族化の進行や地域の繋がりの希薄化などは、かつて家庭や地域が担ってきた子育て機能を低下させ、保護者の子育てへの不安や負担感を増大させています。保護者へのアンケート結果によると「子育てや教育にお金がかかりすぎる」「自分の仕事に差し支える」など、経済的な負担感や子育てと仕事の両立の困難を訴える意見が多くなっており、また、全国調査では、出産前に仕事をしていた女性の約6割が出産を機に退職しております。

このため、多様なニーズに対応した保育機能を強化するとともに、経済的負担感の強い 医療費や保育料等の助成を充実することにより、安心して子育てできる環境づくりを推進 していきます。

また、地域全体で子育てを支援する体制づくりを促進し、子育て支援の充実・強化を図ります。

# 施策を構成する柱と主な取組内容

# ① 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進

子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するため、待機児童の解消を図るほか、病児・病後児保育等の特別保育を充実させるなど、多様なニーズに対応した保育機能の強化を図るとともに、事業所内保育施設の整備を促進します。

また、子どもたちが、心身ともに健やかにたくましく育つことができる環境づくりを推進するため、認定こども園の普及拡大など、子どもたちが安心できる居場所づくりを促進します。

### ② 子育て家庭の経済的負担の軽減

乳幼児期からの心身の健康の保持と生活の安定を図るため、引き続き、未就学児等への 医療費に対する助成を行います。

また、保育料助成については、これまでの第1子からの助成制度を継続しながら、新たに第3子以降の子どもが生まれた世帯には、第2子以降の保育料を全額助成することにより、多子世帯の経済的負担のさらなる軽減を図ります。

# ③ 地域における子育てサポート体制の充実

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、地域子育て支援拠点の整備・運営など、地域における子どもや子育てに関する様々な取組を支援します。

また、子育て支援団体等のネットワーク化や団体等の核となるリーダーの育成を図るとともに、企業や店舗等と連携して、子育て家庭が生活しやすい環境の整備を進めます。

# ◆ あきた子育て情報「いっしょにねっと。」◆

- ★イベント情報や親子の遊び場スポット情報が充実
- ★携帯サイトのコンテンツも盛りだくさん
- ★各種投稿でお楽しみ機能も充実
- ★子育てに孤独感や不安を感じているお母さんにもやさしいサイト

URL: http://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/



### 施策3 要保護児童に対する支援

児童虐待については、児童虐待防止法の施行やその後の法改正等により、制度的な対応の充実が図られてきていますが、児童相談所における相談件数は年々増加を続けている状況にあります。このため、関係機関が連携して虐待防止のための啓発等予防活動を実施するとともに、早期発見・早期対応のための取組を強化することはもとより、虐待を受けた子どもへの支援に至るまで、総合的な支援体制の整備を図ります。

また、秋田県における身体障害児は減少傾向にありますが、知的障害児は増加傾向にあります。障害の予防や軽減を図るため、健診・相談体制等を整備・強化するとともに、障害のある子どもやその保護者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、家庭及び地域での療育を支援する体制の整備を図ります。

		H22	H23	H24	H25	H26
児童虐待相談受付件数(秋田県子育て支援課調べ)		262	232	203	221	279
障害児数(18歳未満)	身体障害児(※1)	680	664	634	637	608
(秋田県障害福祉課調べ)	知的障害児(※2)	1,201	1,231	1,286	1,328	1,343

※1:身体障害者手帳所持児童数 ※2:療育手帳所持児童数

# 施策を構成する柱と主な取組内容

# ① 児童虐待防止対策の推進

虐待による重大な事案の発生を防止するため、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、誰もが速やかに情報提供する責務のあること、匿名や地域の民生・児童委員を通じての情報提供も可能なことなどを、県内各地で行う児童虐待防止のための街頭キャンペーン等で周知に努めます。

また、児童虐待防止の推進に関する関係機関の連絡会議を開催するとともに、虐待により心身に著しく重大な被害を受けた事案の分析、虐待の予防及び早期発見のための方策等について検討を行う虐待事案検証委員会や、市町村、児童相談所、民生委員、児童福祉施設、学校、警察、医療及び司法関係者等で構成され、県及び全市町村が設置している要保護児童対策地域協議会の一層の活用を図り、児童虐待の防止対策を地域全体で推進します。

# ② 障害のある子どもの支援

障害のある子どもの早期発見、早期療育に努め、一貫した療育サービスを提供するため、 県立医療療育センターを中心とした療育体制の整備を図り、県内どこでも必要な支援を受 けることができる地域づくりを引き続き推進します。

# ③ 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもの早期発見及び適切な相談・指導の充実・強化を図るとともに、 発達障害児に対する理解を促進するため、引き続き普及啓発に努めます。

また、医療、保健、福祉、教育関係機関の連携が重要であることから、発達障害者支援 センター (P74 ®) を核とした、相談支援、発達支援等の地域支援体制の整備に努めます。

# ◆ オレンジリボン・キャンペーンについて ◆

オレンジリボンには、子どもの虐待の現状を広く国 民に知らせ、虐待を受けた子どもたちが幸福になれる ように、という気持ちが込められています。

この虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを通じて、秋田県においても、11月の虐待防止推進月間を中心に、民間団体、市町村、県が連携してキャンペーンを展開することにより、社会全体として子ども虐待を防止する機運を高めることとしています。

子ども虐待防止の オレンジリボン



# オレンジリボン憲章

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します
- ④ 私たちは、地域の連携を拡げます

### 施策4 支援を必要とする親へのサポート

経済的な不安や悩みを抱えているひとり親家庭に対し、児童扶養手当の活用や、個々の 実情に応じた生活・就業支援事業を通じて経済的支援を行うとともに、相談支援を充実し ます。

また、重大な人権侵害であるDVの防止対策を推進するため、女性相談所等における相談機能を強化するとともに関係機関との連携を進めながら、支援体制の充実を図ります。

				H24	H25	H26	H27
7~~ 知冊 世 ※ か	父子世帯	1,801	1,957	1,976	1,964	1,901	1,829
ひとり親世帯数	母子世帯	11,756	11,756	11,768	11,666	11,524	11,389
母子家庭の母の	の就業率	82.1	84.6	84.8	84.9	85.1	86.6

(秋田県子育て支援課調べ)

# 施策を構成する柱と主な取組内容

### ① ひとり親家庭への支援

児童扶養手当などの経済的支援に加え、ひとり親家庭就業・自立支援センター (P76 ②) において、職業・生活相談や技能習得講習会などを実施し、自立に向けた支援を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の活用及び各種生活支援サービスにより、個々の実情に応じたきめ細かな生活支援や相談活動を推進します。

### ② DV対策の推進

DVは重大な人権侵害であることの周知に努め、その防止対策を地域全体で推進するとともに、相談窓口である女性相談所(P74 ⑰)や各地域 DV センターの相談機能を強化し、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議や DV 防止対策連絡会議等を活用し、関係機関とのさらなる連携を構築しながら、被害者への支援体制の充実を図ります。

# 2 学童期(6歳~12歳)

学童期は、成長の基礎となる体力・運動能力を身に付け、多様な知識・経験を蓄える時期です。

また、小学校に通うようになり、仲間や家族以外の大人との相互関係の中で、物事を探求する好奇心や欲求をもち、自分の力で物事を成し遂げる喜びや感覚を経験する時期でもあります。しかし、課題を達成できなかったり、失敗したりした場合には、逆に自信を無くし、劣等感をもってしまう恐れもあります。

こうしたことから、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちが安全・安心に暮ら し、のびのびと遊び、学ぶことができる環境を整備するとともに、子どもたちの個性 を理解し、自信や自尊心を育むことが必要です。

# 【取り組む施策とそれを構成する柱】

	施  策	施策を構成する柱
	心身の健康づくりの推進	体力づくり・スポーツ活動の推進
施策 ]		食育の推進
		心の教育の推進
	家庭や地域の教育力の向上	家庭教育支援体制の充実
施策2		父親の育児参加の促進
		地域教育支援体制の充実
協等の	安全・安心な環境の確保	安全・安心なまちづくり支援
ル深ら		情報・消費環境への対応力の向上
	要保護児童に対する支援	障害のある子どもの支援
協等 /		発達障害のある子どもの支援
		児童虐待防止対策の推進
		児童ポルノ等の犯罪対策の推進

# 施策1 心身の健康づくりの推進

本県小学生の体力合計点は全国の平均値より高い状況を維持しています。

また、朝食の摂取状況については、「毎日食べる」割合は、ここ数年90%以上で推移しています。

適度な運動習慣や望ましい食習慣は生活の活力の源であることから、運動やスポーツを通じた体力の向上や病気の予防、人格形成など心身両面の健康づくりを進め、「スポーツ立県あきた」を目指していくとともに、学校・家庭・地域が連携しながら食生活の改善に向けた取組をさらに充実させていきます。

また、道徳の時間や学級活動を通じて、規範意識や他者を思いやる心や態度を醸成するなど、心の教育を推進します。

# 施策を構成する柱と主な取組内容

### ① 体力づくり・スポーツ活動の推進

学年が進むに従って見られる運動習慣の二極化傾向の改善に向け、運動が苦手な子どもでも運動の楽しさや達成感を味わうことができるよう、体育学習の一層の充実を図るとともに、教科外の体育的活動も推進することで、運動が好きな児童、運動が得意な生徒の育成に努めます。

また、地域住民主体による「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、子どもたちが気軽にスポーツに取り組める場の確保を図るとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、体力づくり・スポーツ活動の推進を図っていきます。

### ② 食育の推進

望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭での食育を推進するほか、地域で は食育ボランティア等による普及啓発活動を行います。

また、学校においては、栄養教諭の配置拡充を進め、教育活動の全体を通じて計画的に食育に取り組むとともに、給食への地場産食材の活用に努めます。

### ③ 心の教育の推進

規範意識や他者を思いやる心を身につけるため、道徳の時間や学級活動、児童・生徒会活動等の充実を図ります。

また、児童・生徒の自殺を防ぐため、困った時には保護者や教職員以外の人にもSOSを出せるよう児童・生徒への指導を進めるとともに、教育相談体制の充実を図ることにより、子どもの出すSOSを確実に把握できるよう努めます。

### 施策2 家庭や地域の教育力の向上

家庭は基本的な生活習慣・生活能力、基本的倫理観などを身に付けさせる場であり、また、地域は様々な年齢・立場の人々とのふれあいの中で、社会性や公共心を身に付けさせることのできる場ですが、社会が多様化・複雑化する中で、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、学校に過剰な役割が求められています。

このため、学校・家庭・地域が相互に連携し、社会全体で子どもの豊かな人間性や生きる力を育んでいくため、家庭教育への支援の充実や地域の教育力の向上を図っていきます。

# 施策を構成する柱と主な取組内容

### ① 家庭教育支援体制の充実

不安や悩みを抱えている保護者等に対して適切な支援ができるよう、各学校等における 教育相談体制の充実を図るとともに、PTAや市町村等とも連携を図りながら、フォーラ ムや出前講座での普及啓発、メール相談 (P71①) の実施等により、家庭教育支援を充実 していきます。

### ② 父親の育児参加の促進

男性の家事や子育でへの積極的な参加を促進するため、企業に対する所定外労働削減に向けた取組の啓発、働きかけ等により、育児参加しやすい環境づくりを促進します。

# ③ 地域教育支援体制の充実

子どもたちが、多様な活動機会等を通じて心身ともに健やかに、たくましく育つことができる環境づくりを促進するため、児童館や「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」により子どもの居場所づくりを推進するとともに、地域住民がボランティア活動等を通して、積極的に学校を支援する「学校支援地域本部」の取組を促進します。

### 施策3 安全・安心な環境の確保

本県の刑法犯の認知件数は、平成14年以降連続して減少しているものの、児童買春や青少年健全育成条例違反など、子どもが被害者となる福祉犯事件や不審者による声掛け事案等が後を絶ちません。

また、スマートフォンを始めとする携帯端末の普及により、インターネットという大人から見えにくい世界で、子どもが事件やトラブルに巻き込まれる事例も表面化しています。こうしたことから、子どもの犯罪被害防止のための安全確保を図るとともに、安心して生活できる環境の整備を推進していきます。

# 【県内における子どもが被害者となる事件や声掛け事案の状況】

		H22	H23	H24	H25	H26
福祉犯法令検挙人員		62	54	58	51	50
	青少年健全育成条例	42	31	39	23	30
	児童買春・ポルノ法	5	9	7	16	8
児童生徒への声掛け事案等		205	213	187	228	193

(秋田県警察本部調べ)

# 施策を構成する柱と主な取組内容

### ① 安全・安心なまちづくり支援

子どもの交通安全を確保するための普及活動を引き続き推進するとともに、自主防犯活動実施団体による見守り活動や、子どもたちが通学路等を実際に歩いて、危険な場所・安全な場所を探し出し、地図にまとめる「地域安全マップ」づくりへの支援などの取組により、安全・安心な地域づくりを進めます。

### ② 情報・消費環境への対応力の向上

情報化社会における正しい判断や望ましい態度を育むため、学校における情報モラル教育を推進するとともに、子どもがインターネットの有害サイト等による被害に遭わないよう、フィルタリングの普及や消費生活講座の開催、学校非公式サイトの監視等を進めます。また、子どもたちがより豊かな生活や社会づくりに向けて主体的に行動することができるよう、出前講座の開催や啓発冊子の作成、配布などによる学校への支援を推進し、消費者教育、金融教育の充実を図ります。

#### 施策4 要保護児童に対する支援

障害のある子どもや、児童虐待や児童ポルノに係る犯罪等の被害者となった子どもなど、様々な事情で健やかな成長を遂げていく上での困難を抱えたり、不利な立場に置かれたりしている子どもに対し、早期発見・早期解決を図るための体制整備を行います。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 障害のある子どもの支援

特別支援学校においては、個別の指導計画に基づき、それぞれの障害に応じた専門的な 指導・支援を行うとともに、そのセンター的機能を生かして地域の小学校に在籍する児童 やその保護者一人一人に応じた教育的支援を行います。

また、精神保健福祉センター (P74 ④) において、教職員や児童福祉施設職員等を対象とした研修会を開催し、不安や悩みを抱えやすい子どもの心の理解及び支援につなげます。

#### ② 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもの早期発見及び適切な相談・指導の充実強化を図り、普及啓発により発達障害児に対する理解の促進に努めます。

また、各学校において発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害者支援センター(P74®)を核とした相談支援・発達支援等の地域支援体制の整備を図ります。

#### ③ 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、児童相談所における 365 日・24 時間対応の子ども家庭相談電話(P72⑥)により、子どもや保護者等からの悩み事や緊急相談に引き続き対応します。

また、キャンペーン等の広報啓発活動により、児童虐待防止について周知を図り、地域 社会の見守り意識を高めるとともに、関係機関との連携を強化します。

#### ④ 児童ポルノ等の犯罪対策の推進

子どもが児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者となることを防ぐため、保護者及び子どもを対象とした有害サイト被害防止教室を開催するとともに、「やまびこ電話」(P73®) やチャイルド・セーフティ・センター (P73®) 等における相談を引き続き実施します。

# 3 義務教育期(6歳~1<u>5歳</u>)

義務教育期は、子どもが将来、社会の中で主体的・創造的に生きていくことができるよう、小・中学校における学校教育を通して一人一人の子どもが資質・能力を伸ばし、豊かな心を育む時期ですが、一方で心身の発達や自分を取り巻く環境の変化等により、悩みや不安を抱え、心が不安定になりやすい時期でもあります。

また、この時期は社会人としての基盤を形成する大事な時期であり、学校・家庭・ 地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携して子どもを育てることが必要です。

注)「学童期」と「思春期」の一時期に共通する期間として、「義務教育期」があることから、「小・中学校の連携の推進」など、この期間を通して実施する施策を中心に整理しています。

#### 【取り組む施策とそれを構成する柱】

	 施 策	施策を構成する柱
		ふるさと教育の推進
1665	# 1.1. L BBU + + + > > > 1.4. +	基礎学力の向上
施策	豊かな人間性を育む学校教育の 推進	多様な体験活動の推進
	JEZE	環境・自然保護活動の推進
		読書活動の推進
		基本的な生活習慣や学習習慣の定着
	施策2 小・中学校の連携の推進	生徒指導の充実
施策2		学習指導の充実
		特別な支援を要する子どもへの対応の充実
		体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進
		学校を核とした地域全体の教育力の向上
施策3	学校・家庭・地域社会の連携の	子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進
	推進	子どもたちの安全を守る取組の推進
		子どもたちの規範意識の醸成
		子どもの貧困対策の推進
施策4	いじめ防止と困難を有する	いじめ防止対策の推進
子どもの支援	子どもの支援	不登校対策の推進
		教育相談環境の整備

#### 施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣の確立、正義感や社会性の育成、思いやりの 心や生命に対する畏敬の念のかん養など、人間としての生き方を重視した指導・援助を推 進します。

また、自ら学ぶ意欲が喚起される楽しい授業、実感を伴った「分かる授業」を実践するなどして、基礎学力の向上を図る学習指導を推進するとともに、外部人材や地域の教育力を積極的に活用することにより、秋田の将来を担う傑出した人材や、国際化、情報化等社会の変化に主体的に対応できる人材の育成を推進します。

さらに、読書を通じて子どもたちの健全な心を育むため、学校や図書館等と連携し、子 どもたちの読書活動を推進します。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① ふるさと教育の推進

子どもが地域の自然や人間、社会、文化、産業等とふれあう機会を充実させ、そこで得た感動体験により、心豊かで郷土愛に満ちた人間や、自ら学び自ら考える力、郷土や国際社会を主体的・創造的に生きぬくたくましい力を育成します。

#### ② 基礎学力の向上

子どもの個性を生かし、子どもの多様性に応える教育活動を展開するため、小・中学校における少人数学習を推進します。

また、学習状況調査を活用した検証改善サイクルの確立や教育専門監配置による優れた 指導技術の波及等により、各学校の授業力を高め、一人一人の子どもの基礎学力の向上を 図るとともに、グローバルな視野と国際協調の精神を醸成し、世界に通用する英語コミュ ニケーション能力を育成します。

#### ③ 多様な体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、秋田の豊かな自然環境や地域の人材を活かした自然体験、農山漁村での宿泊体験、次世代エネルギー施設や保健・医療・福祉分野における体験活動を推進するほか、社会教育施設のセカンドスクール的利用を促進します。

#### ④ 環境・自然保護活動の推進

身近な環境を大切にする活動、自然とのふれあい、森づくり活動を通じて、郷土の豊かな自然を愛する心情や環境の保護及び地球温暖化やごみ等の環境問題に対する意識を育むよう、環境教育や自然保護活動を推進します。

#### ⑤ 読書活動の推進

県内すべての市町村で「子ども読書活動推進計画」が策定されるなど、読書活動推進の 機運は高まっており、学校や図書館等と連携した県民運動を一層推進します。

また、「子ども読書の日」の周知を図るとともに、秋田県青少年健全育成審議会での優良図書の推奨及び関係機関広報紙などを通して、子どもたちの豊かな心を育てる読書活動を提唱します。



#### 施策2 小・中学校の連携の推進

小・中学校における学習指導、生徒指導等の充実を図り、義務教育9年間を通した連続性のある教育活動を展開するため、小・中学校間における教員の授業交流・合同研修・情報交換、子どもたちの交流活動等を行うなど、小・中学校の連携を推進します。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 基本的な生活習慣や学習習慣の定着

子どもたちが基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることができるよう、発達段階に 応じた指導計画を作成し、小・中学校9年間を通した体系的、組織的な取組を推進します。

#### ② 生徒指導の充実

学級経営や子どもを活躍させるための指導方法等について小・中学校間で情報交換及び 共通実践をするなど、子どもの自己有用感を高めるための取組を推進します。

また、「中1不登校」の未然防止を図るため、適切な支援に向けた引き継ぎを着実に行うよう努めるとともに、中学校への体験入学や小・中学校教員の情報交換、子どもの交流活動等を推進します。

さらに、中学校に配置するスクールカウンセラー及び教育事務所(P71 ④)等に配置する広域カウンセラー等へ、小・中学校の児童・生徒及びその保護者が気軽に相談できるよう広報体制等の充実を図ります。

#### ③ 学習指導の充実

小・中学校教員の授業交流や合同研修、小・中学校の子どもの交流授業等を通じて、「学 びの連続性」を意識した学習指導の工夫改善の取組を推進します。

#### ④ 特別な支援を要する子どもへの対応の充実

障害等のある特別な支援を要する子どもに対しては、一人一人の教育的ニーズを十分に 考慮し、個別の指導計画や支援計画を活用して、小学校から中学校に引き継ぎ、指導・支 援の円滑な移行を行うなどの取組を推進します。

#### ⑤ 体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進

子どもの発達段階を踏まえた連続した指導・支援を行うため、小・中学校における指導 内容や活動内容等について情報交換し、小・中学校全体の指導計画を作成するなど、小・ 中学校9年間を通したキャリア教育、情報モラル教育を推進します。

#### 施策3 学校・家庭・地域社会の連携の推進

子どもたちの健全育成のため、子どもたちを取り巻く生活環境や地域の実態をきめ細かく把握し、学校・家庭・地域社会が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### 学校を核とした地域全体の教育力の向上

地域住民の特技等を生かして、地域の教育力を学校教育に活用することで、子どもたちの学びを豊かにするとともに、地域住民等がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、地域住民との協働により「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティスクールなどの取組を進め、地域全体で教育の向上に取り組む体制づくりを推進します。

#### ② 子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進

心豊かな子どもたちを育む環境づくりのため、学校の余裕教室や社会教育施設等で、地域の教育力を活用して、交流活動や学習活動・体験活動等の取組を行う「放課後子ども教室」等を実施して、放課後や週末の安全・安心な居場所づくりを推進します。

#### ③ 子どもたちの安全を守る取組の推進

PTA、スクールガード、地域のボランティア等が連携し、通学路における街頭指導、地域の危険箇所の点検等、子どもたちの登下校時等の安全を確保するための取組を推進します。

#### ④ 子どもたちの規範意識の醸成

学校、家庭、地域社会がネットワークを構築し、日常的に情報を共有して組織的な指導・ 支援を行うなど、子どもたちに基本的な生活習慣、社会的ルールや責任を身に付けさせる 取組を推進します。

#### 施策4 いじめ防止と困難を有する子どもの支援

近年、家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある子どもへの対応が問題となっております。 また、悩みや不安を抱える子どもや人間関係をうまく築くことが出来ない子どもが増加 しており、いじめや不登校が問題となっています。

こうしたことから、子どもの貧困やいじめ・不登校の未然防止、即時対応等の取組の充 実を図るとともに、子どもの悩みや不安を受け止め、心のケアや適切な支援を行う取組を 推進します。

【県内公立小・中学校におけるいじめ・不登校の状況】

	H22	H23	H24	H25	H26
いじめの認知件数(小)	118	102	449	400	529
いじめの認知件数(中)	301	245	504	454	366
計	419	347	953	854	895
不登校児童数(小)	140	121	82	104	112
不登校生徒数(中)	610	553	513	551	538
計	750	674	595	655	650

(秋田県義務教育課調べ)

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、そして、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、関係機関が連携を図りながら貧困状態にある子どもを支援します。

#### ② いじめ防止対策の推進

全教育活動を通じて、いじめを許さない学校づくりに取り組むとともに、未然防止に効果のある児童会・生徒会による主体的ないじめ防止の取組を推進するなど、子ども同士の好ましい人間関係の育成や子どもの自尊感情、自己有用感を高める指導の充実を図ります。

また、いじめを認知した際は、即時に事実確認し、対策委員会を開催するなど学校全体で組織的に対応し、いじめられる側・いじめる側本人とその保護者に対して重大な人権侵害であることなど適切な指導・援助を行います。

#### ③ 不登校対策の推進

不登校の未然防止を図るため、授業や諸活動において、一人一人の子どもが活躍する場 や他者から認められる場を意図的に設け、子どもに自己有用感、自己存在感等を獲得させ る取組を推進します。

校種間等の連携を強化し、幼稚園・保育所等から小学校、小学校から中学校への円滑な 移行を図り、不登校等の未然防止の取組を推進します。

なお、不登校の子どもに対しては、対策委員会を中心に指導・援助の計画を策定し、役割分担するなど学校全体で組織的な対応を行います。

また、「スペース・イオ」の設置や「あきたリフレッシュ学園」への支援により不登校 の子どもの心の居場所の提供と学びのサポートを行います。

#### ④ 教育相談環境の整備

スクールカウンセラー、広域カウンセラー等の相談員の配置や「すこやか電話」(P71③) 等の相談電話の設置により、いじめや不登校等で不安や悩みを抱えている子どもや保護者 が気軽に相談することができる環境を整備します。

## ★ スペース・イオ ★

スペース・イオは、不登校の小学生、中学生、中学卒業後の子どもたちを対象に、 安心して過ごすことができる「心の居場所」の提供と、学びのサポートを行います。

#### 【場所】

秋田明徳館高等学校「スペース・イオ」 大館鳳鳴高等学校桜楯館「スペース・イオおおだて」 角館高等学校駒草キャンパス「スペース・イオかくのだて」 横手高等学校青雲館「スペース・イオよこて」

(秋田市中通二丁目1番51号) (大館市柄沢字狐台52番地2) (仙北市角館町小館77番地2) (横手市前郷二番町10番1号)







## 4 思春期(13歳~おおむね18歳)

思春期は、子どもから大人へ成長する過程の中で、自立した社会生活を送る上で基礎となる社会規範や様々な知識・能力を習得しながら、自我に目覚め自己の将来について模索する時期です。

他方、急激な心身の成長により、多くの不安や悩み、要求などを抱え精神的に不安 定な時期でもあります。

このため、思春期における心身の健康の保持増進を図るとともに、豊かな人間性を 育みながら、社会的自立に向けキャリア教育を推進することが必要です。

また、この時期における若者は、中学卒業までは義務教育期という画一した過程を たどりますが、中学卒業後は、「就職する者」、「高校に進学する者」、「高校を中退し 別の道を歩む者」、「通信教育等で大学進学を目指す者」など、様々な道へ進むことか ら、社会を構成する一員であるとの自覚を早い時期から促していく必要があります。

#### 【取り組む施策とそれを構成する柱】

	施  策	施策を構成する柱
		体力づくり・スポーツ活動の推進
<u> </u>	心身の健康づくりの推進	心の健康づくり・自殺予防の推進
	心身の健康ライザの推進	性教育の推進
		薬物乱用防止教育等の推進
		学校教育の充実
	多様な体験活動の推進	
施策2	個性と創造力を育む教育の推進	環境・自然保護活動の推進
		開かれた学校づくり
		多様な選択を可能にする教育の充実
+		ふるさとを知る取組促進
	ふるさとを知り、国際的視野を培う 力を養成	国際理解の促進
	7.5℃長級	国際交流や国際協力活動の参加促進

	施  策	施策を構成する柱
		ボランティア活動の促進
施策4	社会参加・参画機会の拡大	文化活動の推進
		子ども・若者の「声」の反映
		職業意識の形成支援
   	<b>サ</b> 合への核立ちを支援	職場体験・インターンシップの充実
淝宋 5 	施策5 社会への旅立ちを支援	進路指導・職業相談・就職支援の充実
		奨学金制度による経済的負担の軽減
		ひきこもり対策の推進
施策6	ひきこもり・障害のある若者の支援	障害のある若者の支援
		発達障害のある若者の支援
		健全育成運動の推進
協等フ		非行防止活動の促進
施策7 若者を非行・事件から守 	石田でチト1」:事けパンりの収組	児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進
		立ち直りへの支援

#### 施策1 心身の健康づくりの推進

本県の中・高校生の体力合計点や体格は、ともに全国平均値より高い状況を維持していますが、夜型生活、朝食の欠食、運動する者としない者の二極化傾向等、生活習慣が憂慮される者もいます。

また、本県の未成年者(15歳以上20歳未満)の人工妊娠中絶率は平成14年以降低下傾向 にあり、現在では全国平均を下回り、取組の一定の成果が見られますが、様々な通信機器 を利用した性犯罪等に巻き込まれる危険性はあります。

こうしたことから、学校・家庭・地域が連携して適切な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、健康に関する正しい知識や判断力を身に付け、適切な意志決定と行動選択ができる児童生徒を育成します。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 体力づくり・スポーツ活動の推進

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てることができるよう、体育学習の一層の充実と運動する機会の保障及び充実に努めます。

また、「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、だれもが気軽にスポーツに取り組める 場の確保に努め、学校・家庭・地域の連携により、スポーツ活動の充実を図っていきます。

#### ② 心の健康づくり・自殺予防の推進

児童生徒の心身の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう精神科医による事例検討会、相談活動を実施し、教職員の資質の向上を図ります。

また、道徳教育や様々な体験活動を通じて、命を大切にする心を育み、日常生活で生じる様々な問題に対応できるように、ストレスに対処する能力や社会生活に必要な能力を育てていきます。

#### ③ 性教育の推進

産婦人科医による相談活動や価値観を共有する同世代の仲間による健康教育(ピアカウンセリング)を実施するなど、性に関する相談体制の充実を図るとともに、産婦人科医等を講師とした性教育講座などの開催により、性に関する正しい知識の普及を図ります。

#### ④ 薬物乱用防止教育等の推進

警察や薬剤師等の専門家を講師とした薬物乱用防止教室の開催や学校における教科等の教育活動などを通して、喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及と適切な行動選択ができる能力の向上を図ります。

## ◆ 薬物乱用防止運動 ◆

全国で危険ドラッグ・大麻の乱用や薬物乱用者の低年齢化が社会問題となっているなか、秋田県では、薬物乱用防止運動として、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動と麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施し、青少年を中心に啓発を行っています。

#### ①「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

・目的:「新国連麻薬乱用根絶宣言」(2009~2019年)の支援事業の一環として、地域住民に対して国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の設置趣旨と「ダメ。ゼッタイ。」のキャッチフレーズについて啓発普及し、薬物乱用の未然防止を図ります。

・実施期間:毎年6月20日から7月19日まで



#### ②麻薬・覚醒剤乱用防止運動

・目的:麻薬、覚醒剤の他に大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用による危害について広 く国民に周知し、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物 乱用の根絶を図ります。

#### 施策2 個性と創造力を育む教育の推進

全国学力・学習状況調査において、本県の小・中学生は8年連続で全国トップクラスの成績を収めましたが、小学生に比べ中学生は上位層の割合が少ないなどの課題もあります。こうしたことから、学年進行とともに学力を一層伸ばす取組を推進するため、外部人材や地域の力を積極的に活用することにより、秋田の将来を担う傑出した人材や、独創性、創造性、多様性に富む人材の育成を推進します。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 学校教育の充実

中学校においては、子どもの個性を生かし、子どもの多様性に応える教育活動を展開するため、小学校に引き続き少人数学習を推進します。

高校においては、大学教員等の外部人材を活用し、高レベルの授業・講義等を実施することで、学力向上を図るとともに、各高校で蓄積した進路指導ノウハウをキャリア教育推進協議会や12高校進学指導協議会等で情報交換するほか、大学等の情報を共有化するなど、高校間連携による進路指導の充実を図ります。

#### ② 多様な体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、秋田の豊かな自然環境や地域の人材を活かした自然体験、農山漁村での宿泊体験、次世代エネルギー施設や保健・医療・福祉分野における体験活動を推進します。

また、高校においては、農業等に関わるインターンシップやボランティア活動などの体験活動を推進します。

#### ③ 環境・自然保護活動の推進

身近な環境を大切にする活動、自然との触れ合い、森づくり活動を通じて、郷土の豊かな自然を愛する心情や環境の保護及び地球温暖化やごみ等の環境問題に対する意識を育むよう、環境教育や自然保護活動を推進します。

#### ④ 開かれた学校づくり

地域の教育力を活用し、子どもたちの学習や学校の安全管理等を行う取組を支援するため、「学校支援地域本部」など、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促進します。

#### ⑤ 多様な選択を可能にする教育の充実

性別にかかわりなく、多様な分野で男女それぞれの個性と能力を発揮できる社会を創造していくため、男女共同参画副読本の活用を図りながら、多様な生き方や将来のライフプランについて考える教育の充実に努めます。

### ★ 男女共同参画副読本 ★

様々な教育・学習機会において、県民がジェンダーにとらわれない考え方を身につけるために、児童・生徒用に男女共同参画副読本を作成し、授業で活用できるようにしています。

県公式ホームページ「美の国あきたネット」からダウンロードできます。

URL: http://www.pref.akita.lg.jp/

美の国あきたホーム>くらし・環境

>男女共同参画·青少年>男女共同参画>男女共同参画副読本





#### 施策3 ふるさとを知り、国際的視野を培う力を養成

グローバル化が進展する中で、多様な価値観や異なる文化を持つ人との交流機会が増えています。

子ども・若者がふるさとの文化・歴史等を知ることや国際的視野を培うことにより、どのような場面にあっても自らの考えや意見を表明できる能力を養うとともに、国際理解の促進を図ります。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① ふるさとを知る取組促進

ふるさとのよさを発見し、ふるさとへの愛着心を持ち、ふるさとに生きる意欲が高まるよう秋田の自然、歴史、文化、人材等とふれあう機会を充実させる「ふるさと教育」を推進します。

#### ② 国際理解の促進

海外の文化や言語を伝える国際理解講座を学校や公民館で開催するほか、友好提携先等 との派遣や受入れによる相互交流事業により、青少年の海外への関心を高め、グローバル 社会で活躍できる国際感覚や世界的視野を身につけた人材の育成を図ります。

また、外国人とふれあう機会を通して、国籍や民族の違いを超え、互いの文化的背景や 考え方などについて理解を深めることにより国際理解を促進します。

#### ③ 国際交流や国際協力活動の参加促進

国際教養大学と連携し、小学校における外国語活動を充実させるとともに、県内高等教育機関と協力し、小・中・高校での国際理解講座を実施します。

また、県内高校と海外高校との交流事業、海外への修学旅行実施や海外からの修学旅行受入れを促進することにより、異文化への理解が図られるよう努めます。

#### 施策4 社会参加・参画機会の拡大

地域社会は、若者が主体的に活動することで豊かな感性や社会性を培う場でもあることから、地域社会の一員であることの自覚を高め、社会的に自立した大人へと成長するよう社会参加及び参画機会を拡大します。

	H22	H23	H24	H25	H26
高校生のボランティア活動参加人数	4,848	6,661	8,055	7,689	8,330

(秋田県高校教育課調べ)

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① ボランティア活動の促進

子どもたちが地域づくり活動や市民活動に参加するための環境を整え、地域の様々な活動に興味を持ち、地域活動に取り組もうとする意識を醸成するとともに、青少年育成団体による青少年の社会貢献活動を支援します。

また、ボランティア活動に関する協議会において、連絡・調整、情報交換を行いながら、各地域における学校間、事業所・福祉施設等及び関係諸機関との連携を密にして、体験活動を充実させます。

#### ② 文化活動の推進

高校生による秋田ならではの文化活動を地域づくりに生かすことや、青少年劇場など学校での芸術鑑賞機会の充実により、次世代を担う子どもたちが豊かな感性や人間性を育む環境づくりを進めます。

#### ③ 子ども・若者の「声」の反映

「少年の主張県大会」など、子ども・若者が自らの体験や活動を通して、感じたことや 考えさせられたことを発表する機会として、青少年育成団体が主催する大会を支援してい きます。

また、県の様々な施策展開にあたっては、高校生などの「声」を反映させる機会を設けていきます。

#### 施策5 社会への旅立ちを支援

雇用環境は改善しつつありますが、将来に不安を抱く子ども・若者は増加しています。 子ども・若者が、将来どのような進路を選択するにしても、自らの夢を実現させること ができるよう、早い段階からキャリア教育を進めることで、望ましい勤労観・職業観を確 立させるとともに、きめ細かな就職支援を行います。

	H22	H23	H24	H25	H26
高卒者就職決定者の県内就職割合(%)	62.6	63.6	65.8	63.3	66.9

(秋田労働局調べ)

	H20.3卒	H21.3卒	H22.3卒	H23.3卒	H24.3卒
高卒就職後3年以内の離職率(%)	38.5	36.8	45.7	42.4	40.9

(秋田労働局調べ)

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 職業意識の形成支援

生徒一人一人の勤労観や職業観を育てることができるよう、学校の教育活動全体を通したキャリア教育の充実に努めるとともに、キャリア教育推進協議会を通して各校の指導ノウハウの共有化を図ります。

また、業種の区別なく県内企業の魅力を深く知ってもらうとともに、職業意識の醸成を 促進し、将来の職業選択に資するため、高校1年生を対象とした職場見学やセミナーを実 施します。

#### ② 職場体験・インターンシップの充実

働くことの重要性や意義についての理解を促進し、確かな職業観や勤労観を養うため、 高校2年生の全生徒を対象としたインターンシップ等の体験活動を推進します。

このほか、農業分野では先進農家視察や先輩農業者との意見交換、林業分野では作業現場での機械の操作体験等、各分野における実地の体験を通じて就業意欲の向上をめざす取組を実施・支援します。

#### ③ 進路指導・職業相談・就職支援の充実

新規高卒者の県内就職を促進していくため、関係機関と連携しながら、県内企業におけるきめ細かな求人の掘り起こしや求人・求職のミスマッチが起きないようにするための情報交換会や面接会を開催します。

また、キャリアアドバイザーの配置によるキャリア教育を継続するとともに、県内就職 を目指す高校生に対しては、各種資格取得に向けた支援を行っていきます。

#### ④ 奨学金制度による経済的負担の軽減

(公財) 秋田県育英会を通し、奨学金の貸与を行い、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。特に、多子世帯における大学進学時などの経済的不安を解消するため、家計負担のピークに合わせた奨学金制度を実施します。

【就職促進セミナー】



【インターンシップ】



【合同就職面接会】



【ふるさと企業紹介】



#### 施策6 ひきこもり・障害のある若者の支援

ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者は、義務教育段階を卒業してしまうと、社会との接点が途切れてしまい、困難を抱えた状態が長期化・固定化する恐れがあります。

このため、こうした若者の置かれた状況に応じたサポートを行うほか、障害や発達障害 のある若者に対して、相談支援・就労支援体制の整備を充実させます。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① ひきこもり対策の推進

中学校・高等学校を卒業後、進学も就職もしていない若者に対し、進路等の相談に応じたり、就職に必要な知識・技能を習得する場を紹介したりするほか、適切なカウンセリングを実施するなど支援を行います。

あわせて、中途退学者については、教育関係機関と地域若者サポートステーション (P76 ®) との連携により、社会的・職業的自立に向けた取組を推進します。

#### ② 障害のある若者の支援

生徒一人一人の教育的ニーズに応じたキャリア教育や進路指導の充実及び関係機関等との連携による職業教育や就労支援を実施し、障害等のある生徒が職業的に自立することを目指します。

また、精神保健福祉センター (P74 ⑭) において、教職員や児童福祉施設職員等を対象とした研修会を開催し、不安や悩みを抱えやすい子どもの心の理解及び支援につなげます。

#### ③ 発達障害のある若者の支援

医療、保健、福祉、教育関係機関の連携が重要であることから、発達障害者支援センター (P74 ®) を核とした、相談支援、発達支援、就労支援等の地域支援体制の整備に努めます。

#### 施策7 若者を非行・事件から守る取組

少子化・核家族化の進行は、子ども・若者同士のコミュニケーションの機会を減少させ、 対人関係能力の低下などの要因となっています。

また、インターネットの急速な普及により、子ども・若者が保護者の知らないうちに犯罪等に巻き込まれるケースも増加しています。

子ども・若者を非行や事件から事前に守るためには、親子の日常的なふれあいの機会を増やし子どもたちの変化にすばやく気付くことや、男女が性差についての理解を深めお互いを尊重するための教育などが必要です。こうした取組と併せ、非行を犯したり、犯罪被害に遭った子ども・若者への立ち直り支援も大切です。

	H22	H23	H24	H25	H26
県内児童買春・児童ポルノ摘発人員	5	9	7	16	8

(秋田県警察本部警調べ)

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 健全育成運動の推進

少年非行は、少年が自分の居場所を見いだせず孤立化し、あるいは疎外感を抱いていることが背景としてあることから、青少年育成団体などと連携しながら、家族同士がふれあう機会を拡充し、お互いの立場を理解し合うための「あきた家族ふれあいサンサンデー運動」や、地域住民の声かけによる「あったか声かけ運動」など、県民一体となった青少年健全育成運動を推進します。

また、学校教育などを通じ、若者がDVの被害者にも加害者にもならないよう普及啓発を図っていきます。

#### ② 非行防止活動の促進

子どもたちの使用するスマートフォン等への適切なフィルタリング利用が促進されるよう、保護者への普及啓発や情報モラル教育の充実を図ります。

子ども・若者の健全な育成を阻害する恐れのある興行や書籍等については、表現の自由を十分尊重しつつ、青少年健全育成条例に基づき規制します。

また、チャイルド・セーフティ・センター (P73 ⑩) や街頭犯罪防止モデル校等を活用 した非行・被害防止活動を推進します。

#### ③ 児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進

近年、全国の児童ポルノ事件の摘発件数は増加し、県内においても児童買春・児童ポルノ等福祉犯の被害が後を絶たないことから、「やまびこ電話」(P73®)等の相談窓口の周知や有害サイト被害防止教室の開催など関係機関・団体が連携して被害防止対策に努めます。

#### ④ 立ち直りへの支援

様々な事情により、非行に走ってしまった少年の立ち直りには、少年たちの立場をよく 理解する人たちの温かな支援が大切なことから、少年サポートセンター (P73 ⑨) を中心 に、大学生少年サポーター等のボランティアと連携した学習支援や居場所づくり活動など により、非行少年等に対する立ち直り支援を推進します。



## 5 青年期(おおむね18歳~)

青年期は自己形成を図り、年齢にふさわしい社会常識や規範意識を身に付け、一職業人として社会へ一歩を踏み出したり、さらに高い専門分野の学問を目指したりしながら、それぞれの立場で地域社会の発展を担っていく中核的な役割が求められる時期です。

また、様々な出会いでパートナーを得て家庭を築き、新たな生命を育みながら次代 に引き継いでいく時期でもあります。

こうした一方で、ともすれば社会から逃避し、自己の殻の中に閉じこもってしまう 若者や就職したくても職に就けない若者もいます。

若者が自己の人生を意義あるものに感じ、主体的な生き方が出来るよう、様々な観点から支援をしていく必要があります。

#### 【取り組む施策とそれを構成する柱】

	施  策	施策を構成する柱
		就業のための能力開発支援
施策1	職業能力開発・就労等の支援	県内定住に向けた支援
		起業活動への支援
		社会人の学習機会の提供
施策2	多様な学びの場の確保	高等教育機関による学びの機会の提供
		環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供
		ボランティア・NPO活動等への参加促進
施策3	地域の活力を担う若者の支援	若者文化への支援
		地域で主体的に行動する若者の育成・支援
		出会いと結婚への支援
施策4	出会いと結婚・子育て等への	企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進
	支援	企業における独身従業員の結婚支援の促進
		ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大
		若者の自立に向けたサポート
施策5	社会的自立に困難を有する	障害のある若者の支援
	若者への支援	ひきこもり対策の推進
		職場におけるメンタルヘルス対策の推進

#### 施策 1 職業能力開発・就労等の支援

企業では競争に打ち勝つための多様で高度な技能・技術を有する人材を求めており、こうした産業人材を育成・確保するための職業訓練を支援するとともに、若年無業者、離職者等の求職者に対して職業能力の開発、職場定着等を支援します。

また、Aターン就職や県内定住を推進するため、学生や若者等の就職希望者及びその家族等に対し、県内企業の情報等を発信します。

	H22	H23	H24	H25	H26
Aターン就職者数	1,028	1,145	1,121	1,186	1,061

(秋田県雇用労働政策課調べ)

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 就業のための能力開発支援

地域ニーズに対応した即戦力となる技能者・技術者を育成するため、新規学卒者に対する職業訓練や技能検定を実施するほか、離転職者に対しては、ハローワーク (P75 ②) や関係機関と連携した職業能力開発により早期再就職を支援します。

このほか、農林漁業に従事しようとする若者に対し、技術習得のための研修を実施します。

#### ② 県内定住に向けた支援

大学生等については、県内企業との合同就職説明会・面接会等マッチングの機会を提供するとともに、秋田県就活情報サイト「こっちゃけ」により県内企業情報等を広く発信するなど県内就職促進のための支援を行うほか、奨学金を利用した人が、県内企業に就職した際には、奨学金返還額の一部を助成します。

また、Aターン希望者に対しては、Aターン登録制度の活用によるAターン求人情報の提供やAターンプラザ秋田(P75 24)での相談等の支援を行います。

さらに、フレッシュワークAKITA (P75 ②) において、求職者に対し個別カウンセリング等を実施し、ワンストップサービスによる就職支援を行います。

#### ③ 起業活動への支援

起業セミナー等により、大学生や若年層の起業家意識の醸成を図るとともに、地域に密着して活動している商工団体と連携し、起業に挑戦する人のやる気を引き出し、起業の準備、起業、起業の初期段階を総合的に支援します。

#### 施策2 多様な学びの場の確保

多様化・高度化する県民の学習ニーズに対応し、生涯学習を推進するため、県内各地で体系的かつ総合的な学習の機会を提供するとともに、高等教育機関が持つ知的資源を地域に還元する取組を促進します。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 社会人の学習機会の提供

県民の多様で高度な学習ニーズに対応するため、「あきたスマートカレッジ」の実施など、県内各地で体系的かつ総合的な学習の機会を提供するとともに、地域で活動する「行動人」育成に努めます。

#### ② 高等教育機関による学びの機会の提供

大学等高等教育機関における高校生向けの高大連携授業や県民を対象とした公開講座の 開催など、それぞれの高等教育機関の特色を活かした多様な学びの機会の提供を支援しま す。

#### ③ 環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供

市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全または環境放射能に関する講演会、学 習会等に対し、講師・指導者等を派遣します。

また、環境保全に関わる情報を県民に発信するとともに、環境保全を総合的な視点から考え指導することができる地域の環境保全活動のリーダーとなる人材を育成する講座を開設するなど、環境・自然保護活動に関する学びの機会を提供します。

#### 施策3 地域の活力を担う若者の支援

少子化や過疎化の進行に伴い、地域社会には様々な課題が生じていますが、秋田の未来を担う大学生をはじめとする若者が積極的に社会・文化活動や地域課題に取り組むことは、活力ある社会を形成していく上で重要なことから、主体的に行動する若者や文化芸術活動への取組を支援していきます。

	H22	H23	H24	H25	H26
若者文化支援事業申請数	12	10	23	15	8

(秋田県文化振興課調べ)

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① ボランティア・NPO活動等への参加促進

若者が地域の様々な活動に興味を持ち、将来、地域活動に取り組もうとする意識を醸成するとともに、地域づくり活動、環境保全活動等の市民活動に参加しやすくするための環境を整えます。

また、ボランティア活動やNPO活動等を支援することで、多くの県民の理解を深め、 さらに多様な活動ができるよう、活動団体が実施する参加者拡大に向けた紹介イベントの 開催などを支援します。

#### ② 若者文化への支援

音楽やアートの力で地域を元気にしようとする動きが活発化していることから、地域の 文化力を高めていくためにも、大学生をはじめ若者たちの多様な取組を支援するとともに、 様々な文化イベントの企画・運営などを担う人材や若手アーティストの育成に向け、県内 大学等と連携しながら、活動の場や作品発表の場を提供していきます。

#### ③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援

元気な地域づくりに主体的に取り組む若手社会人や大学生が中心となった若者団体の活動を支援していくとともに、こうした若者たちのネットワーク化及び地域と連携して取り組む自主的・広域的な活動を促進します。

また、青少年グループの相互交流、社会参加への支援、活動の発表機会の提供などに努めます。

#### 施策4 出会いと結婚・子育て等への支援

県民一丸となった少子化対策を推進する上でも、結婚を希望する独身男女を、地域ぐる みで応援する体制整備が必要です。

一方、出産前に仕事をしていた女性の約6割が出産を機に退職していることなどから、 仕事と育児・家庭の両立ができる環境整備など、若者が夢を持ち、安心して家庭を築ける 環境づくりを推進するとともに、男女を問わず、個人の多様な生き方やライフステージに 応じた柔軟性のある働き方を選べる職場づくりを推進する必要があります。

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 出会いと結婚への支援

あきた結婚支援センターによる相談拠点を、県内3カ所(大館市、秋田市、横手市)に 設置し、会員登録制の「マッチング(お見合い事業)」や県内各地での「出会いイベント」 を開催し、出会い・結婚を希望する人を支援します。

さらに、ボランティアとして地域で活動する結婚サポーターの養成、会員団体等の企業 との連携による出会いイベントの開催、関係団体と県、市町村との意見交換会の開催によ る情報共有など、地域での出会い・結婚支援活動の活性化を図ります。

#### ② 企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進

仕事と育児・家庭の両立支援に取り組む企業の拡大を図るため、企業に対する両立支援の啓発や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と実践に対する支援及び助成金の交付などに取り組みます。

また、両立支援の取組が良好な企業を表彰するとともに、ウェブサイトやマスメディア、 広報紙等により優良事例を紹介するなど、企業がメリットを感じられる多様なPRを実施 し、取組企業の拡大を図ります。

#### ③ 企業における独身従業員の結婚支援の促進

専門アドバイザーを企業に直接派遣し、独身従業員のコミュニケーションスキル向上や ライフプラン等について学び考える機会を提供し、結婚に対する前向きな意識の醸成と、 出会いと結婚を後押しする企業の拡大を図ります。

#### 4 ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大

仕事と生活を生きがいあるものにするため、「男女イキイキ職場宣言事業所 |の拡大など、 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取組を促進します。

また、男女が共に個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに向け、企業経営者や 管理職の意識改革を進めるためのセミナー等を開催し、職場風土の改革や長時間の労働慣 行の見直し、男性の家事・育児・介護等の参画等への取組を促進します。

## ◆ すこやかあきた出会い応援ウェブサイト ◆



URL: http://www.sukoyaka-akita.com/ すこやかあきた





◎フリーダイヤル:0800 - 800 - 0413 【各センター共通】

◎受 付 時 間:月~金曜日 9:00~21:00 【中央センター】

13:00~21:00 【北・南センター】

土・日曜日  $9:00\sim18:00$ 

(年末年始を除く。)

#### 施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

コミュニケーションが苦手などといった理由により就職したくてもできない若者への対応が大きな課題となっていることから、こうした若者の自立に向けたサポートを強化していくほか、障害や発達障害のある若者に対して、在宅サービス・施設サービスの充実や発達障害者支援センターによる地域支援体制等の強化を図ります。

また、ひきこもり状態にある本人やその家族等の相談支援体制の充実を図ります。

さらに、就職したものの、仕事や職場生活に起因した悩みを抱える若者への対策として、 職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

#### 【困難を抱える若者の就職等の状況】

	H22	H23	H24	H25	H26
あきた若者サポートステーションでの就職者等人数	92	84	82	94	100

(秋田県男女共同参画課調べ)

#### 施策を構成する柱と主な取組内容

#### ① 若者の自立に向けたサポート

ニートやひきこもり状態にある若者が、社会への一歩を踏み出すためには、相談者に寄り添う、励ますなど地道な対応が必要となります。このため、NPOや専門機関等で構成する「秋田県子ども・若者支援地域協議会」の設置を目指すとともに、身近な地域での相談体制の構築や居場所づくりを促進し、若者本人や家族へのサポート体制を強化していきます。

また、地域若者サポートステーション (P76 ②) におけるジョブトレーニングや職場ふれあい、スキルアップなどの事業を通じて人間関係をうまく構築できるようにするとともに、キャリアカウンセリングの実施等により、働くことに困難を抱え無業状態にある若者への支援を充実させます。

#### ② 障害のある若者の支援

障害のある若者が、身近な地域で安心して生活できるよう障害の特性に配慮した在宅生活の支援の充実を図り、また、自立や社会参加に向けた相談体制や就労支援サービスなどの充実に努めます。

#### ③ ひきこもり対策の推進

秋田県ひきこもり相談支援センター (P76 29) において、電話や面接相談を行い、相談 支援体制の整備や関係機関の連携強化に取り組みます。

また、ひきこもり状態にある本人が集まる「青年グループ」を開催し、居場所を提供するとともに対人関係能力の向上をサポートします。併せて、同じ悩みを持つ親同士が集まる「にじの会」を開催し、親の精神的安定、孤立感の軽減を図るとともに学習機会を提供します。

#### ④ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

就職したものの、仕事や職業生活に起因した強い不安や悩み、ストレスなどを原因として精神障害を発症し、就労が困難になったり自殺を企図したりすることを予防するため、職場におけるメンタルヘルスセミナー等の実施を推進します。

## ★ 地域若者サポートステーション ★

働くことに踏み出せない若者のサポートをします。

15歳から39歳で仕事についておらず、家事も通学もしていない働くことや自立について悩みを抱える若者や家族が支援の対象です。

県内には、秋田市と横手市の2カ所にサポステがあり、若者の職業的自立を支援しています。



◆あきた若者サポートステーション URL: http://saposuteakita.com/



◆秋田県南若者サポートステーションよこて URL: http://sapoyoko.jp/

※P76「資料 5 ② 参照」

# 資 料

# 資料 1

# あきた子ども・若者プラン策定部会委員名簿及び策定経過

# 1 策定部会委員名簿

	氏 名	所属 · 役職
部 会 長	佐々木 久 長	秋田大学医学部准教授(心理学)
部会委員	小野寺 清	元秋田県教育委員会教育長
部会委員	伊藤一	秋田県小学校長会
部会委員	齋 藤 和 彦	秋田県青少年団体連絡協議会長
部会委員	鈴 木 朋 子	元秋田県高等学校PTA連合会副会長

## 2 策定経過

平成27年5月11日	庁内連絡会議開催
平成27年6月1日	プラン策定部会委員の指名
平成27年9月18日	第1回策定部会開催
平成27年10月28日	第2回策定部会開催
平成27年12月3日	県議会福祉環境委員会にプラン(素案)の概要提出
平成27年12月14日~ 平成28年1月13日	パブリックコメント募集
平成28年2月4日	第3回策定部会開催
平成28年3月3日	県議会福祉環境委員会にプラン(案)提出
平成28年3月8日	秋田県青少年健全育成審議会開催

#### 「第2次あきた子ども・若者プラン」体系図 資料2

目指す 社会

子ども

・若者を尊重し、

すべての世代が支え合いながら共に生きる社会

施策展開にあたって の基本的な視点

基本目標

 $\bigcirc$ 

子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり

ステージご

秋田の未来を切り拓く子ども・若者の支援 困難を有する子ども・若者の支援

施策1 安心して出産でき

子育て支援の充実 施策2

乳幼児期 施策3 要保護児童に対す 施策4 支援を必要とする

心身の健康づくり 施策1 学童期 施策2 家庭や地域の教育

施策3 安全・安心な環境

要保護児童に対す 施策4

施策1 豊かな人間性を育 小・中学校の連携 施策2

施策3 学校・家庭・地域

施策4 いじめ防止と困難

施策 1 心身の健康づくり 施策2 個性と創造力を育 施策3 ふるさとを知り、

施策4 社会参加・参画機

施策5 社会への旅立ちを

ひきこもり・障害

施策フ 若者を非行・事件

施策6

施策4

施策1 職業能力開発・就 施策2 多様な学びの場の

> 施策3 地域の活力を担う

> > 出会いと結婚・子

施策5 社会的自立に困難

 $\bigcirc$  $\bigcirc$ 

多様な主体による取組とネットワーク化を促進する

社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける

子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する

思春期

義務教育期

青年期

との施策	施策を構成する柱
る環境の整備	①子どもや母親の心身の健康確保 ②周産期医療体制の整備
	①多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進 ②子育て家庭の経済的負担の軽減 ③地域における子育てサポート体制の充実
る支援	①児童虐待防止対策の推進 ②障害のある子どもの支援 ③発達障害のある子どもの支援
親へのサポート	①ひとり親家庭への支援 ②DV対策の推進
の推進	①体力づくり・スポーツ活動の推進 ②食育の推進 ③心の教育の推進
力の向上	①家庭教育支援体制の充実 ②父親の育児参加の促進 ③地域教育支援体制の充実
の確保	①安全・安心なまちづくり支援 ②情報・消費環境への対応力の向上
る支援	①障害のある子どもの支援 ②発達障害のある子どもの支援 ③児童虐待防止対策の推進 ④児童ポルノ等の犯罪対策の推進
	①ふるさと教育の推進 ②基礎学力の向上 ③多様な体験活動の推進
む学校教育の推進	④環境・自然保護活動の推進 ⑤読書活動の推進
の推進	①基本的な生活習慣や学習習慣の定着 ②生徒指導の充実 ③学習指導の充実 ④特別な支援を要する子どもへの対応の充実 ⑤体系的なキャリア教育、情報モラル教育の推進
社会の連携の推進	①学校を核とした地域全体の教育力の向上 ②子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進 ③子どもたちの安全を守る取組の推進 ④子どもたちの規範意識の醸成
を有する子どもの支援	①子どもの貧困対策の推進 ②いじめ防止対策の推進 ③不登校対策の推進 ④教育相談環境の整備
の推進	①体力づくり・スポーツ活動の推進 ②心の健康づくり・自殺予防の推進
の推進	③性教育の推進 ④薬物乱用防止教育等の推進 ①学校教育の充実 ②多様な体験活動の推進 ③環境・自然保護活動の推進
む教育の推進	①子校教育の元美 ②多様な体験活動の推進 ③環境・日然休護活動の推進 ④開かれた学校づくり ⑤多様な選択を可能にする教育の充実
国際的視野を培う力を養成	①ふるさとを知る取組促進 ②国際理解の促進 ③国際交流や国際協力活動の参加促進
会の拡大	①ボランティア活動の促進 ②文化活動の推進 ③子ども・若者の「声」の反映
支援	①職業意識の形成支援 ②職場体験・インターンシップの充実 ③進路指導・職業相談・就職支援の充実 ④奨学金制度による経済的負担の軽減
のある若者の支援	①ひきこもり対策の推進 ②障害のある若者の支援 ③発達障害のある若者の支援
から守る取組	①健全育成運動の推進 ②非行防止活動の促進 ③児童買春・児童ポルノ等の犯罪対策の推進 ④立ち直りへの支援
労等の支援	①就業のための能力開発支援 ②県内定住に向けた支援 ③起業活動への支援
確保	①社会人の学習機会の提供 ②高等教育機関による学びの機会の提供 ③環境・自然保護活動に関する学びの機会の提供
若者の支援	①ボランティア・NPO活動等への参加促進 ②若者文化への支援 ③地域で主体的に行動する若者の育成・支援
l l	③山人以上好妖。《大概》《人类に下7.7.末下卒に、南京《王士士授》(17)集

育て等への支援

を有する若者への支援

①出会いと結婚への支援 ②企業による仕事と育児・家庭の両立支援の促進 ③企業における独身従業員の結婚支援の促進 ④ワーク・ライフ・バランスへの取組拡大

①若者の自立に向けたサポート ②障害のある若者の支援 ③ひきこもり対策の推進 ④職場におけるメンタルヘルス対策の推進

# **資料3** 「第2次あきた子ども・若者プラン」における数値目標

- ◆ 目標値がH32以外の値の場合、「備考」欄に該当年度を記載しています。
- ◆ 本プラン策定時点において数値が未確定のものについては、「-」と記載しています。

## 1 乳幼児期

連番	指標	単位		現	状		目	標
建田	指 烷		H24	H25	H26	H27	H32	備考
1	3歳児健康診査受診率	%	96.7	97.2	96.7	_	100	
2	むし歯のない3歳児の割合	%	72.0	74.1	75.4	-	85.0	жH31
3	周産期死亡率	%	4.1	3.1	5.3	_	4.0	жH29
4	合計特殊出生率	_	1.37	1.35	1.34	_	1.50	жН31
5	出生数	人	6,543	6,177	5,998	_	6,100	*H29
6	認定こども園等の幼保一体的運営施設 数(H26から認定こども園数)	箇所	34	38	37	53	63	жН31
7	児童虐待により死亡又は重大な後遺症 を残す事例の認知件数	件	1	2	1	_	0	жН31
8	母子家庭の母の就業率	%	84.8	84.9	85.1	86.6	86.0	жН31

## 2 学童期

連番	指標	単位		現		目標		
建田	日	十四	H24	H25	H26	H27	H32	備考
1	小6体力合計点(男女平均)	点	63.7	63.2	63.4	_	64.5	
2	朝食の摂取率(毎日食べる) (小学5・6年生)	%	93.1	92.0	91.9	_	96.5	
3	食育ボランティア数	人	3,397	3,384	4,234	_	4,300	
4	地場農産物の学校給食利用率(年間)	%	42.6	37.2	41.4	_	40.4	
5	放課後児童クラブの設置率	%	71.6	75.7	75.2	78.7	86.0	

## 3 義務教育期

	2019 3711 3713								
連番	指標	単位		現	状		目	標	
建田	日	中四	H24	H25	H26	H27	H32	備考	
1	ネットトラブル被害児童・生徒 (公立小・中学校)	%	3.8	3.6	3.0	_	3.2		
2	千人当たりの不登校者数 (公立小・中学校)	人	7.7	8.8	8.9	_	8.7		
3	千人当たりのいじめ認知件数 (公立小・中学校)	人	12.4	11.5	12.4	_	10.5		
4	基礎学力向上のための指数 (設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	72.8	74.5	74.3		75.0		
5	中3英検3級以上取得率	%			36.6	_	42.0	жН31	
6	中学校区における学校支援地域本部や 放課後子ども教室等の実施率	%			94.0	_	95.7	жН31	

# 4 思春期

連番	指標	単位		現		目標		
建田	<b>担 烷</b>		H24	H25	H26	H27	H32	備考
1	中3体力合計点(男女平均)	沪	53.1	52.7	53.0	_	53.3	
2	高3体力合計点(男女平均)	沪	55.5	54.9	55.0	_	55.6	
3	男女共同参画副読本の活用率	%	89.2	77.5	77.7	_	85.0	
4	高校生のインターンシップ参加率 (年間)	%	59.8	58.4	58.5	_	65.0	*H29
5	高卒就職後3年以内の離職率	%	45.7	42.4	40.9	_	36.0	жН31
6	高卒就職決定者の県内就職率	%	65.8	63.3	66.9	_	74.0	
7	特別支援学校高等部卒業生の就職者数	人	8	75	88	_	96	<b>%</b> H31

# 5 青年期

連番	指標	単位		現		目標		
建田		十四	H24	H25	H26	H27	H32	備考
1	Aターン就職者数	人	1,121	1,186	1,061	_	1,700	
2	若者文化支援事業申請数	件	23	15	8	4	15	
3	「あきた結婚支援センター」への成 婚報告者数	件			585	_	1,555	жН31
4	次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定件数 (従業員100人以下の企業)	件	487	570	647	_	772	жН31
5	男女イキイキ職場宣言事業所数	事業所	185	206	219	_	550	
6	地域貢献活動を行う若者団体の数	団体			18	_	33	
7	若者の自立支援を通じた進路決定者数(5年間の延べ人数)	人			100	_	650	*H31

# **資料4** 「あきた子ども・若者プラン」における数値目標及び実績値

◆ 目標値がH27以外の値の場合、「備考」欄に該当年度を記載しています。

#### 1 乳幼児期

連番	指標	単位		実績値(Ha	23~26)		目標値(H27)	
建田	指		H23	H24	H25	H26	H27	備考
1	3歳児健康診査受診率	%	96.7	96.7	97.2	96.7	97.3	%H26
2	不妊とこころの相談センターにおける相談者数	人	210	200	191	141	210	
3	周産期死亡率	%	4.0	4.1	3.1	5.3	3.7	
4	合計特殊出生率	_	1.35	1.37	1.35	1.34	1.38	*H26
5	特別保育の実施率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
6	幼保一体的運営施設数(認定こども園等)	箇所	30	34	38	37	47	
7	「地域子育て支援センター」・「つどいの広場」設置市町村数(旧市町村・累計)	市町村	58	59	59	59	64	%H26
8	子育て家庭優待サービス協賛店舗数(累計)	店	1,511	1,655	1,813	1,849	2,050	%H26
9	子育てサポーター養成人数(累計)	人	1,330	1,354	1,354	1,354	1,300	*H26
10	児童虐待防止に係る研修会等への参加者数	人	765	2,125	1,708	1,795	480	
11	母子家庭の母の就業率	%	84.6	84.8	84.9	85.1	85.0	*H26

#### 2 学童期

連番	指標	単位		実績値(H		目標値(H27)		
建田	指		H23	H24	H25	H26	H27	備考
1	小6体力合計点(男女平均)	点	64.2	63.7	63.2	63.4	64.8	
2	朝食の摂取率(毎日食べる)(小学5・6年生)	%	92.3	93.1	92.0	91.9	95.0	
3	食育ボランティア数	人	3,375	3,397	3,384	4,234	3,270	
4	地場農産物の学校給食利用率	%	38.5	42.6	37.2	41.4	35.0	
5	「我が社は家庭教育応援団」登録企業数(累計)	事業所	82	853	1,234	1,398	100	%H26
6	放課後児童クラブの設置率	%	69.2	71.6	75.7	75.2	80.0	*H26
7	交通事故死者数	人	57	42	48	37	45	
8	自主防犯活動実施団体数	団体	329	373	348	339	350	

#### 3 義務教育期

連番	指標	単位		実績値(Ha	23~26)		目標値	(H27)
建田	指 惊 		H23	H24	H25	H26	H27	備考
1	ネットトラブル被害児童(公立小・中学校)	%	3.2	3.8	3.6	3.0	3.0	
2	千人当たりの不登校者数(公立小・中学校)	人	8.5	7.7	8.8	8.9	8.0	
3	千人当たりのいじめ認知件数(公立小・中学校)	人	3.6	12.4	11.5	12.4	5.0	
4	基礎学力向上のための指数(設定通過率を超えた設問数の割合)	pt	75.6	72.8	74.5	74.3	75.0	

#### 4 思春期

連番	指標	単位	実績値(H23~26)				目標値(H27)	
建田	1日 1示	半四	H23	H24	H25	H26	H27	備考
1	中3体力合計点(男女平均)	点	52.8	53.1	52.7	53.0	54.5	
2	高3体力合計点(男女平均)	点	55.2	55.5	54.9	55.0	56.0	
3	男女共同参画副読本活用率(中学生用)	%	72.1	88.5	71.5	68.3	85.0	小中高平均
4	男女共同参画副読本活用率(高校生用)	%	34.5	72.7	50.0	63.2	85.0	小中高平均
5	高校生のインターンシップ参加率	%	50.4	59.8	58.4	58.5	63.0	*H26
6	高卒就職後3年以内の離職率	%	36.8	45.7	42.4	40.9	44.0	%H25
7	高卒就職決定者の県内就職率	%	63.6	65.8	63.3	66.9	70.0	*H25
8	若者自立サポーター養成人数	人	103	103	127	127	100	
9	特別支援学校高等部卒業生の社会的自立割合(就職決定率)	%	91	90.6	100.0	96.5	80.0	*H25
10	「あったか声かけ運動」推進者数	人	8,021	10,073	9,515	10,379	9,400	*H26
11	DV予防ハイスクールセミナー実施校	校	32	27	32	35	32	
12	非行少年数	人	464	390	298	247	500	

#### 5 青年期

連番	指 標	単位	実績値(H23~26) 目標値(H27)					(H27)
建田	拍	中位	H23	H24	H25	H26	H27	備考
1	Aターン就職者数	人	1,145	1,121	1,186	1,061	1,200	%H25
2	若者文化支援事業申請数	件	10	23	15	8	15	
3	「あきた結婚支援センター」が関わる出会いイベントや啓発事業の開催数		229	251	278	242	100	%H25
4	従業員100人以下の事業所等における一般事業主行動計画策定企業数	事業所	382	487	570	647	285	
5	男女イキイキ職場宣言事業所数	事業所	177	185	206	219	210	

# 資料5 相談機関一覧

項目	内 容		主な相談機関	所 在 地	電話番号
教育相談	家庭教育、子育て 全般	1	秋田県生涯学習センター 〇「スギの子 e - mail相談」	秋田市山王中島町1-1	メールアドレス suginoko@mail2.pref. akita.jp
	いじめ問題に悩む 子どもや保護者等 の相談	2	全国統一ダイヤル 「24時間子供SOSダイヤル」 24時間・365日	総合教育センターまたは中央児 童相談所で対応	0570 (0) 78310
	不登校、いじめ、 問題行動、生徒指 導関係、障害等に 関わる就学や進 路に関する相談	_	秋田県総合教育センター ○「すこやか電話」 月〜金 8:30~17:00 ○来所相談(予約制) 月〜金 9:00~16:00	潟上市天王字追分西29-76	電話相談専用ダイアル 018 (873) 7206 相談専用フリーダイアル 0120 (377) 804
	教育全般	4	各教育事務所 ○「すこやか電話」 月~金 8:30~17:00		
			北教育事務所 北教育事務所鹿角出張所 北教育事務所山本出張所 中央教育事務所 中央教育事務所由利出張所 南教育事務所 南教育事務所仙北出張所 南教育事務所雄勝出張所	北秋田市鷹巣字東中岱76-1 鹿角市花輪字六月田1 能代市御指南町1-10 秋田市山王4-1-2 由利本荘市水林366 横手市四日町3-23横手市水道庁舎3F 大仙市大曲上栄町13-62 湯沢市千石町2-1-10	0120 (377) 914 0120 (377) 915 0120 (377) 917 0120 (377) 904 0120 (377) 908 0120 (377) 943 0120 (377) 945 0120 (377) 949
	不登校に関するこ と全般	(5)	北秋田さわやか教室 火~金 9:00~15:00	北秋田市材木町2-2 (中央公民館分館内)	0186 (62) 4860
			大館おおとり教室 月〜金 9:00~15:00	大館市字三の丸60 (大館市勤労青少年ホーム内)	0186 (42) 4888
			能代市はまなす広場 火~金 9:00~15:00	能代市萩の台1-28 (サンウッド能代内)	0185 (52) 8282
			中央さわやか教室 火〜金 9:00~15:00	潟上市天王字長沼132-21 (潟上市勤労青少年ホーム内)	018 (873) 7666
			すくうる・みらい 月・火・木・金 9:00~17:00	秋田市八橋運動公園1-10 (秋田市営八橋陸上競技場内)	018 (823) 3082
			由利本荘市ふれあい教室 火〜金 9:15~15:00	由利本荘市東町15 (文化交流館「カダーレ」内)	0184 (22) 7750
			フレッシュ広場 火〜金 9:00~15:00	大仙市大曲日の出町2-7-53 (大仙市大曲交流センター内)	0187 (63) 8317
			仙北市さくら教室 火〜金 9:00~15:00	仙北市角館町外の山19 (仙北市勤労青少年ホーム内)	0187 (43) 3387
			南かがやき教室 火~金 9:00~15:00	横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76 (醍醐公民館内)	0182 (25) 3080
			そよ風教室 火〜金 10:00~15:00	湯沢市佐竹町4-25 (湯沢市教育研究所内)	0183 (78) 0720

項目	内 容		主な相談機関	所 在 地	電話番号
児童福祉 相談	子育て、非行、心 身障害、性格上の 問題、情緒不安 定、いじめ、虐待 など	6	秋田県中央児童相談所  ○子ども家庭相談電話 24時間:365日  ○来所相談(予約した方が良い)  月〜金 8:30~17:15  ○家庭訪問による相談  月〜金 8:30~17:15  ○メール相談	秋田市新屋下川原町1-1	・専用フリーダイアル 0120 (42) 4152 ・予約・問い合わせ 018 (862) 7311 ・予約・問い合わせ 018 (862) 7311 ・メールアドレス soudan@mail2.pref. akita.jp
			秋田県北児童相談所  ○来所相談・電話相談  (来所相談は予約した方が良い) 月〜金 8:30~17:15	大館市十二所字平内新田237-1 (北秋田地域振興局大館福祉環 境部内)	0186 (52) 3956
			秋田県南児童相談所 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方が良い) 月〜金 8:30~17:15	横手市旭川1-3-46 (平鹿地域振興局福祉環境部 内)	0182 (32) 0500
		7	県内各福祉事務所の 家庭児童の相談窓口 ○来所相談・電話相談 (来所相談は予約した方が良い)		
			·北秋田地域振興局大館福祉 環境部(北福祉事務所)	大館市十二所字平内新田237-1	0186 (52) 3951
			月〜金 8:30〜17:15 ・山本地域振興局福祉環境部 (山本福祉事務所) 月〜金 8:30〜17:15	能代市御指南町1-10	0185 (52) 4332
			・秋田地域振興局福祉環境部 (秋田福祉事務所) 月~金 8:30~17:15	潟上市昭和乱橋字古開172-1	018 (855) 5171
			・平鹿地域振興局福祉環境部 (南福祉事務所) 月~金 8:30~17:15	横手市旭川1-3-46	0182 (32) 3294
			・鹿角市福祉事務所 月~金 8:30~17:15	鹿角市花輪字下花輪50 (鹿角市福祉保健センター内)	0186 (30) 0235
			·北秋田市福祉事務所 月~金 8:30~17:15	北秋田市花園町19-1 (北秋田市役所内)	0186 (62) 6638
			·大館市福祉事務所 月~金 8:30~17:15	大館市字三の丸103-4	0186 (43) 7054
			・能代市福祉事務所 月~金 8:30~16:45	能代市上町1-3 (能代市役所内)	0185 (89) 2955
			・男鹿市福祉事務所 月〜金 8:30〜17:15	男鹿市船川港船川字泉台66-1 (男鹿市役所内)	0185 (24) 9117

項目	内 容		主な相談機関	所 在 地	電話番号
児童福祉 相談	子育て、非行、心 身障害、性格上の	7	·潟上市福祉事務所 月~金 8:30~17:15	潟上市天王字棒沼台226-1 (潟上市役所内)	018 (853) 5314
	問題、情緒不安定、いじめ、虐待など		・秋田市子ども未来センター 「家庭教育相談ぐりーん・えこー」 月~土 9:00~18:00	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ5F	018 (887) 5337
	\r\r\c_		・由利本荘市福祉事務所 月~金 8:30~17:15	由利本荘市尾崎17 (由利本荘市役所内)	0184 (24) 6319
			・にかほ市子育て長寿支援課 月~金 8:30~17:15	にかほ市平沢字鳥ノ子渕21 (仁賀保庁舎内)	0184 (32) 3040
			·大仙市福祉事務所 月~金 8:30~17:15	大仙市大曲花園町1-1 (大仙市役所内)	0187 (63) 1111 内線134
			·仙北市福祉事務所 月~金 8:30~17:15	仙北市西木町上荒井字古堀田47 (仙北市役所西木庁舎内)	0187 (43) 2280
			・横手市福祉事務所 月〜金 8:30~17:15	横手市中央町8-2 (横手市役所内)	0182 (35) 2133
			·湯沢市福祉事務所 月~金 8:30~17:15	湯沢市佐竹町1-1 (湯沢市役所内)	0183 (78) 0166
少年相談	非行、交友関係、 異性問題、いじ め、家庭問題な ど	8	秋田県警察本部少年女性安全課 少年サポートセンター 「やまびこ電話」 月〜金 8:30~17:15 夜間休日 当直員が対応	秋田市山王4-1-5	相談専用電話 018 (824) 1212
		9	県内各警察署 少年サポートセンター 月〜金 8:30〜17:15 夜間休日 当直員が対応 ・鹿角警察署	鹿角市花輪字向畑100	0186 (23) 3321 内線281
			<ul><li>・大館警察署</li><li>・北秋田警察署</li><li>・能代警察署</li><li>・五城目警察署</li><li>・男鹿警察署</li></ul>	大館市根下戸新町1-70 北秋田市鷹巣字下家下1 能代市日吉町1-24 南秋田郡五城目町字七倉178-4 男鹿市船川港船川字新浜町1-4	0186 (42) 4111 内線283 0186 (62) 1245 内線281 0185 (52) 4311 内線282 018 (852) 4100 内線282 0185 (23) 2233 内線282
			·秋田臨港警察署 ·秋田中央警察署 ·秋田東警察署 ·杜利本荘警察署	秋田市土崎港西3-1-8 秋田市千秋明徳町1-9 秋田市上北手百崎字内山60-2 由利本荘市中町27	018 (845) 0141 内線283 018 (835) 1111 内線284 018 (825) 5110 内線283 0184 (23) 4111 内線281
			<ul><li>・にかほ警察署</li><li>・大仙警察署</li><li>・仙北警察署</li><li>・横手警察署</li><li>・湯沢警察署</li></ul>	にかほ市象潟町字入道島15-8 大仙市大曲日の出町1-1-30 仙北市角館町西野川原34-6 横手市安田字越廻71 湯沢市千石町1-3-5	0184 (43) 2935     内線281       0187 (63) 3355     内線283       0187 (53) 2111     内線282       0182 (32) 2250     内線281       0183 (73) 2127     内線281
		10	チャイルド・セーフティ・センター ~子どもSOS~ 年中無休 8:30~22:00 時間外 当直員が対応	秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターアルヴェ3F	018 (831) 3421

項目	内 容		主な相談機関	所 在 地	電話番号
		(1)	県内各少年指導センター ・大館市少年相談センター 「いじめ110番」 (いじめ、不登校等の相談) 月・火・木・金 9:00~17:00 ・秋田市少年指導センター 「わかくさ相談電話」 月 10:00~16:00 火〜金 9:00~16:00	大館市字桜町南45 - 2 (大館市立中央公民館内) 秋田市東通仲町4 - 1 アルヴェ5F (子ども未来センター内)	0120 (110) 624 相談専用電話 018 (884) 3868
	いじめ、虐待、学 校や家庭での悩 みなど		秋田地方法務局 〜子どもの人権110番〜 月〜金 8:30〜17:15	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎内	0120 (007) 110
	非行、問題行動など	13	秋田法務少年支援センター 月〜金 9:00~17:00	秋田市八橋本町6-3-5 秋田少年鑑別所内	018 (865) 1222
福祉相談	こころの健康、精神障害、性の悩み、薬物問題、D V被害、身体的発達など		秋田県精神保健福祉センター ○電話相談 月〜金 9:00~16:00 土・日・祝 10:00~16:00 ○来所相談(予約制) ・一般来所相談 月〜金 9:00~16:00 ・医学相談(精神科医)	秋田市中通2-1-51 明徳館ビル1F	相談専用電話 018 (831) 3939 018 (831) 3946
		15)	秋田県福祉相談センター 月〜金 8:30〜19:00 土・日・祝 10:00〜18:30	秋田市中通2-1-51 明徳館ビル1F	相談専用電話 018 (831) 2940
		16	県内各保健所 月~金 8:30~17:15 大館保健所 北秋田保健所 能代保健所 秋田中央保健所 秋田市保健所 村田市保健所 由利本荘保健所 大仙保健所 横手保健所 湯沢保健所	大館市十二所字平内新田237-1 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 能代市御指南町1-10 潟上市昭和乱橋字古開172-1 秋田市八橋南1-8-3 由利本荘市水林408 大仙市大曲上栄町13-62 横手市旭川1-3-46 湯沢市千石町2-1-10	0186 (52) 3955 0186 (62) 1165 0185 (55) 8023 018 (855) 5171 018 (883) 1170 0184 (22) 4120 0187 (63) 3403 0182 (45) 6137 0183 (73) 6155
		17)	秋田県女性相談所 ○女性ダイヤル相談 月〜金 8:30~21:00 土・日・祝 9:00~18:00	秋田市手形住吉町4-26	女性ダイヤル相談 018 (835) 9052 DVホットライン 0120 (783) 251
		18	秋田県発達障害者支援センター 「ふきのとう秋田」 ○電話相談 月〜金 9:00~17:00 ○来所相談(予約制) 月〜金 9:00~17:00	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3 -128 (秋田県立医療療育センター内)	018 (826) 8030

項目	内 容		主な相談機関	所 在 地	電話番号
		19	秋田県高次脳機能障害相談・ 支援センター 月〜金 9:00~16:00	大仙市協和上淀川字五百刈田352 (秋田県立リハビリテーション・ 精神医療センター内)	018 (892) 3751(代)
		20	秋田県不妊とこころの相談セン ター ○電話相談 水・金 12:00~14:00 ○面接相談(予約制) 木(第5除く)13:00~15:00 水(第1・3)・金 14:00~16:00	秋田市広面字蓮沼44-2 (秋田大学医学部附属病院1F 産科婦人科外来内)	・相談電話 018 (884) 6234 ・面接予約電話 018 (884) 6666 (月~金 9:00~17:00)
		21)	秋田県女性健康支援センター ○電話相談 月・水・金 16:00~20:00 ※上記と併せ助産師会として 月~金 10:00~16:00 相談受付 ○メール相談 月・水・金	※携帯電話の持ち回り及びメールでの相談対応	・電話 090 (6454) 1334 ・メールアドレス akitajoseikenkou@
			16:00~20:00に返信		yahoo.co.jp
しごとに 関する相 談	中学生・高校生 から30歳代まで を対象に職業適 性診断や進路・ 職業相談、情報	22	フレッシュワークAKITA 月〜土 9:00〜17:15 北部サテライト 月〜土 9:00〜18:00	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F 大館市御成町3-7-58 いとく大館ショッピングセンター3F	018 (892) 7701 0186 (44) 5100
	提供など		南部サテライト 月〜土 9:00~18:00	横手市安田字向田147 イオン横手店1F	0182 (35) 6005
	大学等の在学生 や卒業後の転職 希望者などを対 象に、職業相談 や求人情報の提 供など	23)	秋田新卒応援ハローワーク (秋田学生職業相談室) 月〜金 9:00〜17:15	秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3F	018 (889) 8448
	秋田県での就職 希望者への求人 情報の提供など	24)	Aターンプラザ秋田 月〜金 9:00~17:45	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7F (秋田県東京事務所内)	0120 (122) 255
	職業紹介、就業 をめぐるこころの 悩み相談など	25	ハローワーク鹿角 ハローワーク大館 ハローワーク能代 ハローワーク秋田 ハローワーク本荘 ハローワーク大曲 ハローワーク横手 ハローワーク湯沢 ※「しごと・ストレス相談室」の開 催日は、要問い合わせ	鹿角市花輪字荒田82-4 大館市清水1-5-20 能代市緑町5-29 秋田市茨島1-12-16 由利本荘市石脇字田尻野18-1 大仙市大曲住吉町33-3 横手市旭川1-2-26 湯沢市清水町4-4-3	0186 (23) 2173 0186 (42) 2531 0185 (54) 7331 018 (864) 4111 0184 (22) 3421 0187 (63) 0335 0182 (32) 1165 0183 (73) 6117

項目	内 容		主な相談機関	所 在 地	電話番号
	労働条件、中学生・高校生のアルバイト就労、賃金支払など ひとり親家庭の母等に対する相談		月~金 8:30~17:15  秋田労働局労働基準監督課  大館労働基準監督署  能代労働基準監督署  秋田労働基準監督署  本荘労働基準監督署  大曲労働基準監督署  大曲労働基準監督署  大曲労働基準監督署	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎3F 大館市三の丸6-2 能代市末広町4-20 秋田市山王7-1-4 由利本荘市水林428 大仙市大曲日の出町1-3-4 横手市旭川1-2-23 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5F	018 (862) 6682 0186 (42) 4033 0185 (52) 6151 018 (865) 3671 0184 (22) 4124 0187 (63) 5151 0182 (32) 3111 018 (896) 1531
ニート・ ひきこも りの相談	など ニート等の状態 で悩む本人(15 歳~39歳やその 家族等の相談)	28	あきた若者サポートステーション ・キャリアカウンセリング コーナー(要予約) 月〜土 9:00〜17:00 ・体験活動 火〜土 13:00〜17:00 ※要連絡  秋田県南若者サポートステーション よこて 月・火・木・金・土 9:00〜18:00	<ul><li>秋田市御所野地蔵田3-1-1</li><li>秋田テルサ3F</li><li>(フレッシュワークAKITA内)</li><li>横手市横山町1-1</li><li>(すこやか横手1F)</li></ul>	0120 (001) 683 0120 (913) 854 018 (853) 4367 0182 (23) 5101
	18歳以上のひき こもり状態にある 本人やその家族 等の相談	29	秋田県ひきこもり相談支援センター 月〜金 10:00~16:00 ※面接相談は事前に要予約	秋田市中通2-1-51 明徳館ビル1F (秋田県精神保健福祉 センター内)	018 (831) 2525
子ども 関 オ オ オ オ カ の 総 窓 口	社会生活に困難 を抱える子ども・ 若者の相談	30	大仙市子ども・若者総合相談センター 9:00~17:00 (土・日・祝祭日も開所) 三種町子ども・若者総合相談センター 月・火・水・金・土 10:00~17:00	大仙市大曲丸の内町1-11-2 山本郡三種町森岳字石倉沢1-2	0187 (66) 1106 0185 (72) 4133
その他の相談	多重債務相談 (契約トラブル や相談など)	31)	秋田県生活センター 月〜金 9:00~17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F	018 (835) 0999
	交通事故相談 (交通事故に伴 う損害賠償問題 など)	32	交通事故相談窓口 月~金 9:00~17:00	秋田市中通2-3-8 アトリオン7F (秋田県生活センター内)	相談専用ダイアル 018 (836) 7804・7805
	外国人からの相談(子どもの呼び寄せや日本語学習について)	33	外国人相談センター 月〜金 9:00~17:45 (日本語のみ) 木 13:00~15:00 (英語・中国語・韓国語)	秋田市中通2-3-8 アトリオン1F ((公財) 秋田県国際交流 協会内)	相談専用ダイアル 018 (884) 7050

# 第2次あきた子ども・若者プラン

平成28年3月

編集・発行

秋田県生活環境部男女共同参画課 〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

「この印刷物は2,000部作成し、印刷経費は1部当たり150.12円です。」

# 毎月第三日曜日は 「あきた家族ふれあいサンサンデー」



家族で地域の行事や ボランティア活動に参加しましょう。